



第4次須坂市地域福祉計画

第5次須坂市地域福祉活動計画

(2026年度～2030年度)

2026年3月

須坂市
須坂市社会福祉協議会

「つながり」を深め、誰もが役割を持って輝けるまちに

須坂市では、『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち須坂を“オール須坂市”で実現を掲げ、市政の推進に取り組んでおります。その柱の一つである基本施策「みんなで支えあう福祉のまちづくり」をより具体的に推進していくため、この度「第4次須坂市地域福祉計画・第5次須坂市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今日、社会情勢の複雑化やライフスタイルの多様化により、私たちの直面する課題は、制度の狭間にあるものや複数の要因が重なり合ったものへと変化しています。こうした課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政の支援のみならず、市民、団体、事業者の皆様が一つになるオール須坂市での取り組みが不可欠です。



本計画では、新たに「みんなが役割を持ち『まるごと』つながる共生のまちづくり～安心と安全を共に創る～」を基本理念に掲げました。これは、支援を必要とする方を孤立させないことはもちろん、誰もが地域の中で何らかの「役割」を持ち、支え合いの「担い手」にもなれる社会を目指すものです。一人ひとりが尊重され、役割を持ってつながることで、日々の暮らしの中に真の「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創り上げてまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたり、須坂市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様、また、アンケート調査にご協力を賜りました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

2026年3月

須坂市長 三木 正夫

「助け合い起こし」を合言葉に



須坂市社会福祉協議会では、「地域住民や組織・団体の心をつないで、誰もが安心して暮らすことができる須坂づくり」を進めるために、令和3年に策定した第4次地域福祉活動計画に基づき、市民の皆様をはじめ、民生児童委員、ボランティア、福祉関係団体及び行政と連携、協力し、ぬくもりのある地域福祉の推進に努めてまいりました。

誰もが可能な限り住み慣れた地域で、生きがいや楽しみ、人とのつながりをもって、最期まで自分らしい生活を送ることができる環境づくりが必要となっています。

今後も、本計画の基本理念である『みんなが役割を持ち「まるごと」つながる共生のまちづくり』の実現に向け、「助け合い起こし」を合言葉に地域福祉をさらに推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました須坂市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様、市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

2026年3月

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

会長 塩崎貞夫

目 次

第1 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉の理念と社会的背景	1
2 須坂市の地域福祉の歩み	1
3 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の位置づけ	2
4 地域福祉の計画体系と関連施策との連携	2
5 計画の地域的な単位	4
6 計画の期間	5
7 計画の進行管理	6
8 計画の策定体制	6
第2 須坂市の地域福祉をとりまく現状と課題	7
1 第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の取組について（振り返り）	7
2 須坂市の現状	11
(1)人口・世帯の状況	11
(2)年齢区分別人口	13
(3)市民の意識等	14
(4)第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画に向けた課題	26
第3 基本構想	28
1 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の方向	28
2 基本理念 みんなが役割を持ち「まるごと」つながる共生のまちづくり	29
3 基本目標	30
(1)助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり	30
(2)みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり	30
(3)みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり	30
4 計画が目指す地域福祉のイメージ	31
5 施策体系	32
第4 推進する施策	33
□基本目標1 助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり	33
■施策1 地域福祉の担い手の育成	33
① 福祉意識の醸成	33
② 地域福祉活動の担い手の育成・確保	36

■施策2 支えあう地域づくり	37
① 身近な地域でのネットワーク活動の促進	37
② ボランティア活動・NPO法人との協働による活動支援	39
③ 企業等との協働による多様な地域資源の活用	41
■施策3 交流の場づくり	42
① 多様な交流を通じた地域共生社会の実現	42
② 身近なサロン等の「交流プラットフォーム」の確保	43
□基本目標2 みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり	46
■施策4 情報提供・相談体制の充実	46
① 情報アクセスのバリアフリー化と情報発信の強化	46
② 多機関協働による重層的な相談支援体制の充実	47
■施策5 権利擁護の推進	49
① 意思決定支援と権利擁護体制の推進	49
② 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】	50
■施策6 地域包括ケアシステムの深化・推進	52
① 地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり	52
② 関係機関の連携・支援の充実	53
③ 生活困窮者等支援の充実	55
□基本目標3 みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり	58
■施策7 緊急時や災害時の対応	58
① 緊急時の支援体制の確立	58
② 災害時の支援体制の確立	59
③ 感染症に対する備え	61
■施策8 見守り・防犯対策の推進	62
① 防犯対策の充実	62
② 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】	63
■施策9 安心・安全の環境づくり	65
① バリアフリー化の推進	65
② ユニバーサルデザインのまちづくり	66
第5 計画の推進体制	68
資料編	69

★マークのついた用語は、資料編の「用語解説」(P.72～)で詳しく解説しています。

第1 計画の策定にあたって

1 地域福祉の理念と社会的背景

地域福祉とは、住み慣れた地域社会のなかで、家族や近隣の人々、知人、友人などとの社会的つながりを保ちながら、一人ひとりが持つ力を最大限に活かし、誰もが自分らしく、尊厳を持って、地域の一員として安心して暮らし続けられる環境を整えることを目的とした取組です。

このような地域福祉の実現には、年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、すべての人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら共に生活できる仕組みづくりが不可欠です。

近年、少子高齢化や人口減少の進行により、地域社会の構造は大きく変化し、家庭や地域における支え合いの力が弱まっています。また、地域には高齢者、障がい者、子育て世帯、介護を担う家族など、多様な生活課題・福祉課題が存在しており、それらに対して個人や家族、あるいは公的サービスのみで対応することは困難です。

こうした課題に対応するためには、自らの力で課題解決を図る「自助」、近隣や地域で助け合う「互助」、地域の組織的な支え合いによる「共助」、そして行政や福祉サービスによる「公助」が連携・協働★する体制の構築が求められます。

2 須坂市の地域福祉の歩み

① 地域福祉の出発点と理念の共有(2004年～2006年)

2004年12月:須坂市社会福祉協議会が「須坂市地域福祉活動計画 助け合い起こし」を策定 → 市民主役の「助け合い起こし」を理念に、地域福祉の実践的な基盤づくりが始まる。

2006年3月:須坂市が「第1次須坂市地域福祉計画」を策定 → 地域福祉の理念を行政計画として明文化。市と社会福祉協議会の連携が本格化。

② 地域福祉の基盤整備と協働体制の構築(2015年度)

2015年度:「第2次須坂市地域福祉計画」および「第3次地域福祉活動計画」を一体的に策定(計画期間:2016年度～2020年度) → 行政と住民の協働による地域福祉推進体制を整備し、地域懇談会や福祉教育、サロン★活動など、住民主体の取組が拡充。

③ 地域共生社会への対応と包括的支援体制の整備(2018年度～2020年度)

2018年4月:社会福祉法改正により「包括的支援体制整備」が法制度化 → 須坂市でも、生活困窮者★支援、子育て支援、障がい者支援などの連携強化が進む。

2020年度:第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定に向けた準備期間 → 地域課題の抽出、市民アンケート、関係機関との協議を実施。

④ 第3次計画の策定と地域共生社会の推進(2021年度～2025年度)

「第3次須坂市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」を策定 → 国の地域共生社会★

理念を反映し、重層的支援体制の導入について研究。須坂市社会福祉協議会や民生児童委員などとの連携強化を図り、包括的な支援体制の基盤づくりを進めた。

2021年度～2024年度：計画の実践と評価 → 地域サロンの拡充、福祉教育の推進、生活支援体制整備事業の展開 → 年度ごとの実施報告と課題整理、市民意識アンケート調査を通じて、次期計画への布石を打つ。

2025年度：第3次須坂市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の最終年度 → 5年間の成果と課題を総括し、第4次（・第5次）計画への移行準備を進める。

3 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の位置づけ

本計画は、これまで須坂市が積み重ねてきた地域福祉の取組を継承・発展させるとともに、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化といった社会構造の変化に対応しながら、すべての市民が安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指すものです。

4 地域福祉の計画体系と関連施策との連携

須坂市では、地域福祉を推進するため、2006年3月に第1次「須坂市地域福祉計画」を策定して以来、計画の改訂を重ねてきました。また、須坂市社会福祉協議会は、2004年12月に「須坂市地域福祉活動計画 助け合い起こし」を策定し、市民が主役となる助け合いの仕組みづくりを担ってきました。

●計画の「車の両輪」体制と役割

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する「車の両輪」として機能します。

①**地域福祉計画（行政計画）**：市が策定する行政計画であり、地域における支え合いの仕組みを制度的・政策的に整備するものです。これは、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とした「理念」と「仕組み」を構築することを目的とし、地域の生活課題に対応するための基盤整備や支援体制の構築、行政の責任と役割を明確にします。

②**地域福祉活動計画（民間計画）**：社会福祉協議会が中心となり、地域住民、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの民間団体による福祉活動の方向性と具体的な取組を定める計画です。住民主体の活動方針のもと、民間組織の柔軟性や即応性を活かし、自主的・自発的な福祉活動を推進し、その組織化と地域への定着を図ります。

●第4次（・第5次）計画の目的と関連個別計画との連携

第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画では、これまでの成果と課題を踏まえ、両計画を一体的に策定します。これにより、行政と住民、民間団体などがそれぞれの立場と役割を明確にし、相互に連携・補完しながら実効性のある推進体制を構築します。本計画は、第六次須坂市総合計画（市の基本目標「みんなで支えあい健やかに暮らせるまち」）と整合性を図り、特に基本施策3「みんなで支えあう福祉のまちづくり」と連動することで、地域福祉の視点から総合的なまちづくりに寄与します。

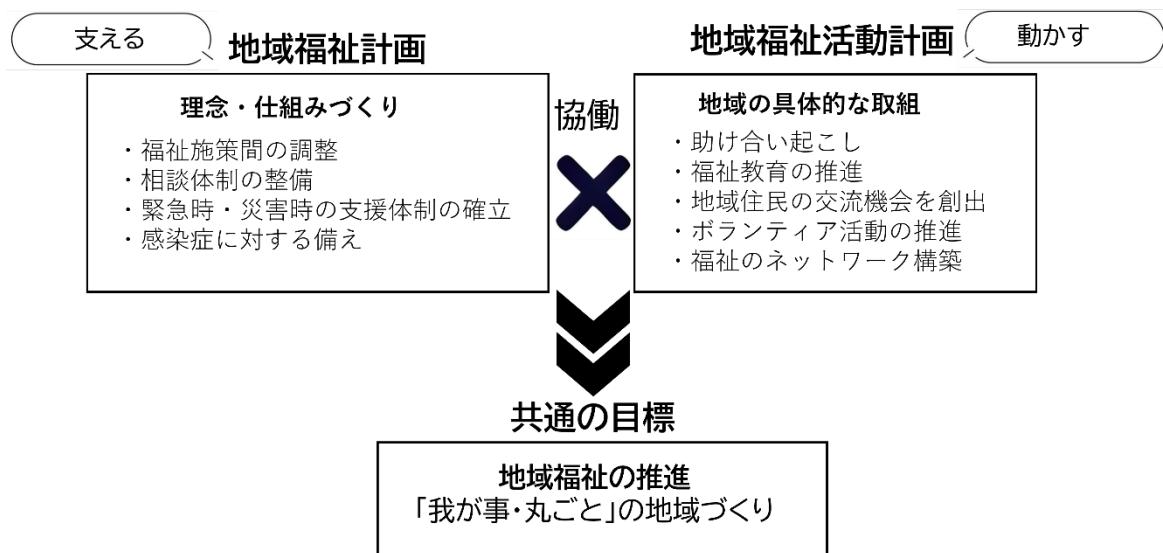
また、以下の分野別個別計画と連携を図り、多様な福祉課題に対して統合的に取り組みます。

- ・障がい者等長期行動計画
- ・障がい福祉計画

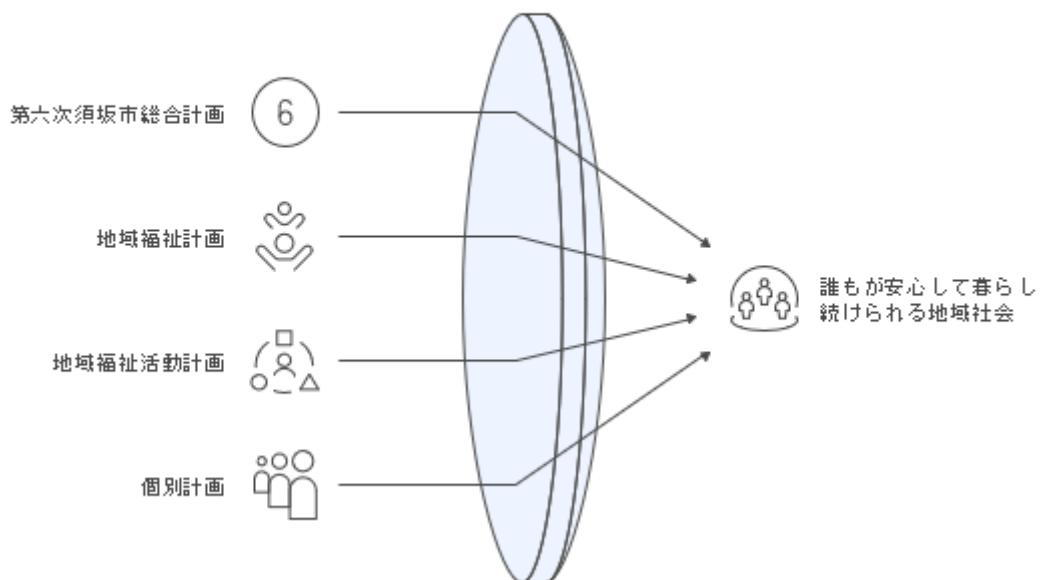
- ・障がい児福祉計画
- ・老人福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・健康づくり計画
- ・自殺予防対策計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画計画
- ・須坂市人権政策基本方針

これらの計画と地域福祉計画・活動計画が相互に補完し合うことで、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会(地域共生社会)の実現を目指します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



地域福祉の計画体系と関連施策との連携



5 計画の地域的な単位

福祉課題が多様化、複雑化するなかで、地域福祉を推進し解決に向けて取り組んでいくためには、福祉課題に応じて、自治会、あるいは学校区単位といった住民に身近な地域での取組から、市全体での総合的・専門的な取組など、重層的な関わりが求められます。

第4次(・第5次)計画では、第3次(・第4次)計画に引き続き、地域福祉を推進するための地域的な単位を「基本福祉圏」「地域福祉圏」「市域福祉圏」として3層に設定し、「自助」「互助」「共助」「公助」により地域福祉の課題に取り組んでいきます。

■基本福祉圏

須坂市には 69 の自治会があり、日常生活を営んでいる生活圏を形成しており、この圏域を基本福祉圏とします。この圏域では、地域福祉推進の基本単位での活動として、地域での日常的な見守りや支え合い活動が活発に行われていくことが必要です。そのため、近所づきあいや自治会活動が一層活発に行われ、各地域で支え合いのネットワーク、助け合い起こし活動の広がりや、困った人を見逃さない、孤立する人がいないようにするためのセーフティネットのきめ細かな構築を進めます。



■地域福祉圏

基本福祉圏を、地縁的につながりの深い、また地域福祉の担い手でもある民生児童委員の地区協議会や市社会福祉協議会の支部単位でもある 12 の圏域に分類し、これを地域福祉圏と位置付けます。この圏域では、公民館活動と連動して、小さな拠点としての福祉サービス機能の強化とともに、既存組織のほかボランティア団体やNPO 法人を中心とした組織的な活動がさらに活発化するよう支援します。また、基本福祉圏の間の調整機能を設け、この圏域の地域福祉を推進します。(次ページ参照)



■市域福祉圏

市域全体を市域福祉圏とし、総合的な施策の企画や調整を行うとともに、市域全体を対象とした公的機関の相談・支援など、市域全体の地域福祉を推進します。



■須坂市の地域福祉圏の範囲（地区人口は2025年10月1日現在／準世帯除く）

ブロック名	地区名	構成自治会	地区人口
第1ブロック	上部地区 (4町)	穀町・上町・本上町・上中町	1,308人
第2ブロック	東部地区 (5町)	中町・春木町・太子町・新町・常盤町	2,397人
第3ブロック	西部地区 (8町)	横町・東横町・南横町・北横町・立町・馬場町・西町・須坂ハイランド	3,122人
第4ブロック	南部地区 (7町)	坂田町・南原町・北原町・小山町・屋部町・八幡町・境沢町	9,795人
第5ブロック	日滝地区 (4町)	相森町・高橋町・大谷町・本郷町	5,510人
第6ブロック	豊洲地区 (8町)	高畠町・南小河原町・小河原町・新田町・小島町・相之島町・北相之島町・豊島町	3,057人
第7ブロック	旭ヶ丘地区 (4町)	旭ヶ丘町・北旭ヶ丘町・松川町・光ヶ丘ニュータウン	3,462人
第8ブロック	日野地区 (7町)	八重森町・沼目町・塩川町・高梨町・五閑町・村山町・田の神町	6,028人
第9ブロック	井上地区 (7町)	井上町・福島町・中島町・九反田町・幸高町・米持町・二睦町	4,538人
第10ブロック	高甫地区 (6町)	上八町・下八町・野辺町・村石町・明徳町・望岳台	3,199人
第11ブロック	仁礼地区 (6町)	仁礼町・亀倉町・夏端町・米子町・塩野町・峰の原高原	4,204人
第12ブロック	豊丘地区 (3町)	大日向町・豊丘町・豊丘上町	1,702人

6 計画の期間

この計画は、上位計画である第六次須坂市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、2026年度から2030年度までの5年の計画とします。

なお、他の福祉関連計画とはそれぞれ計画期間が異なることから、これらとの整合性に適宜配慮しつつ推進していくほか、計画期間中に社会情勢等の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行っていきます。

7 計画の進行管理

計画の策定にあたって、府内の組織として「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置して細部にわたり協議してきました。この計画の進行管理については、この地域福祉計画策定推進作業班において、施策の実施状況や評価等を行います。

8 計画の策定体制

第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の策定にあたっては、府内の組織として関係各部署の職員による「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置するとともに、須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱に基づき設置した、学識経験者や各種団体を代表する者で構成される「須坂市地域福祉計画策定懇談会」において内容の検討を行いました。

また、住民の地域福祉に関する意識等を把握するため、2024 年度に須坂市地域福祉計画市民意識調査を実施し、住民の福祉ニーズ等の把握を行い、その後素案についてパブリックコメントを実施し、計画に対する住民意見の反映に努めました。

第2 須坂市の地域福祉をとりまく現状と課題

1 第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の取組について(振り返り)

須坂市と須坂市社会福祉協議会では、2021年に第3次須坂市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画を策定し、「みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくり～地域共生社会の実現を目指して～」の理念の下、地域共生社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

基本目標1 「助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり」

※ 施策1:地域福祉の担い手の育成

○福祉意識の醸成・福祉学習の推進

福祉教育推進ネットワーク会議、小中学生ボランティア体験教室、福祉ボランティア体験出前講座は、継続的に実施され、学校教諭や福祉教育に関心のある方との交流や、児童生徒への幅広い福祉体験の提供を通じて、福祉意識の醸成に貢献しました。特に 2024 年度は能登半島地震災害に伴い、防災学習についての体験実習を実施するなど、時宜を得たテーマを取り入れました。福祉ボランティア体験出前講座では、パラスポーツ(ボッチャ)体験の依頼が多数あり、多様な講師との交流も図られています。

○地域福祉活動の人材育成

ボランティア人材の登録促進は、団体数・人数ともに年度により変動があり、休止中の人材の活動再開を促すための活動場所の確保が課題として認識されています。ボランティア交流集会は、コロナ禍で中止された年度があったものの、再開後は講演会と交流会を実施し、ボランティア同士の相互理解と活動の活性化に寄与しました。

※ 施策2:支え合う地域づくり

○身近な地域でのネットワーク活動の推進

- ・ ゲートキーパー養成講座は、様々な分野の方を対象に継続して開催され、自殺予防対策の強化に貢献しています。支援を必要とする方への声掛け・見守り活動を推進するため、継続的な受講促進が求められます。
- ・ 認知症サポーター★の養成は、着実に進捗し、累計で 10,000 人を超えるサポーターを養成しました。認知症サポーターステップアップ講座や認知症キャラバン・メイト養成研修、フォローアップ研修を通じて、認知症の人やその家族が地域で安心して生活できる体制づくりに取り組んでいます。

○ボランティア活動・NPO 法人の活動の支援

- ・ 福祉ボランティアセンター★の利用は、コロナ禍を過ぎて利用が増加傾向にあり、地域におけるボランティア活動の拠点としてのニーズが高いことが示されました。一方で、予約の取りにくさや駐車場の確保が課題となっています。ふれあい広場は、コロナ禍による中止を経て再開され、人、地域、企業など多種多様な繋がりから活動の幅が広がる大切さを再認識しまし

た。2024 年度は第 40 回記念講演会を実施し、能登義援金へ繋げるなど社会貢献も行いました。

- ・ ファミリー・サポート・センター★の登録は、依頼会員にくらべ提供会員が不足しており、特定の会員への活動負荷があります。また、特性のある児童や医療的ケアが日常的に必要な児童の対応、また、0歳児の預かりなどが課題になってきています。

○大学や企業、商店等との連携

- ・ サマーチャレンジボランティアは、高校生以上を対象に実施され、体験施設の充実化により更なる参加者増加を図る方針です。
- ・ 働きざかりの健康づくり研究会は、市内 14 事業所で組織し、生活習慣病予防やメンタルヘルスの研修会を行政と連携して実施し、企業同士のつながりや企業の活性化に繋がる取組となりました。

※ 施策3:交流の場づくり

○多様な交流の促進

信州型コミュニティスクール★は全校で実施され、住民が学校運営に参画し、地域に開かれた学校づくりが推進されました。

○身近な交流の場の確保

- ・ ふれあいサロンの立ち上げ支援は、累計数で減少傾向にあり、サロン主催者の高齢化に伴う活動休止や送迎、男性参加者が少ないとなどが課題として挙がっています。一方で、助成金の支給等により新規登録もあり、地域の資源として活動サロン情報の更新と、地域の資源で支え合い助け合いを推進することが重要です。
- ・ すがか助け合い推進センターは、子ども服リユース活動を中心に子育て世代の交流の場を提供し、利用者が増加しています。
- ・ ひとり暮らし高齢者等交流会食会は、地区によってお弁当等の配布形式が多くなっている状況ですが、支部社協により創意工夫され地元の業者等を活用し支援が継続されています。

基本目標2:みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

※ 施策4:情報提供・相談体制の充実

○情報発信の強化

手話奉仕員養成講座は、コロナ禍による中止を経て再開され、2024 年度からはカリキュラムを見直しました。声の広報発行事業の利用者は、視覚障がい者の人数に対して少なく、利用者増加のための工夫が必要です。

○相談体制の充実

民生児童委員の訪問事業は、年間延回数が減少傾向にありますが、これは民生児童委員の負担軽減を図るための活動の見直しや工夫が一定程度図られた結果とも言えます。引き続

き地域における必要な活動を維持・確保していくことが課題となっています。訪問活動の支援として「みまもるくん通信」を市が作成し、民生児童委員が対象世帯に配付を依頼しています。

⌚ 施策5:権利擁護の推進

○権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の利用促進は、出前講座等による周知で新規契約が増加しましたが、委託元の適正化事業による対象者の厳格化で新規契約数が減少に転じました。引き続き医療福祉関係者への周知が必要です。

○成年後見支援制度の利用促進・利用支援

成年後見支援制度利用普及啓発講座は、出前講座や市民向けセミナー、福祉関係者向け研修会が開催され、参加者から身寄りがない方の身元保証人の課題が上がっています。当事者のニーズに合わせた研修会が必要です。成年後見支援センター相談件数は、新規・延べ件数ともに大幅に増加しており、申立支援の増加や認知症高齢者からの相談が前年比1.5倍となるなど、ニーズの高まりを示しています。適切な後見人を選出する調整会議の必要性が課題です。法人後見事業は、着実に受任件数を増やしており、専門職による業務監査も実施されています。支援関係者への周知と適正な運営のための体制、また審判申立費用や報酬の助成申請等、制度の利用支援に向けた相談体制の整備が必要です。

⌚ 施策6:地域包括ケアシステムの深化・推進

○地域の専門機関との連携強化とネットワークづくり

多職種を対象にした研修会は、グループワークを取り入れるなど顔の見える関係づくりやネットワークの充実に努めました。2024年度は「須高地域入退院時連携調整ルール(改訂版)」を作成し、今後はより具体的な連携強化に取り組んでいく必要があります。

○関係機関の連携・支援の充実

地域ケア個別会議の推進は、自立支援型、困難事例検討を中心に継続的に開催され、高齢者の自立支援と困難事例の課題解決、地域の高齢者を支えるネットワーク構築と個別支援の充実に貢献しています。引き続き、個別ケースの課題分析等から地域課題の把握に努め、課題解決に向けた取組についても考えていく必要があります。

○生活困窮者等支援の充実

- ・ 生活就労支援センターに相談事業の新規相談者は減少傾向にあるものの、相談内容の複雑化や課題解決に時間を要するケースが増えており、長期的な支援が必要な割合が増加しています。就労につなげる自立相談支援事業は、就労決定件数が年度により変動しており、高齢化や心身の不調、本人の希望条件と求人条件の不一致などにより、就職に至らないケースが増えていることが課題です。
- ・ 被保護者の健康管理支援は、ケースワーカーの積極的な受診勧奨により健診受診者数は伸

びていますが、国民健康保険(国保)の受診率と比べると大幅に低く、引き続き保健師の協力を得ながら受診の必要性について理解を求めていく必要があります。

基本目標3:みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり

◎ 施策7:緊急時や災害時の対応

○緊急時の支援体制の確立

ひとり暮らし高齢者安心コールの事業は、利用者が年々減少しており、電話ボランティアの高齢化に伴う扱い手不足も課題となっています。今後の事業の在り方について検討が必要です。

○災害時の支援体制の確立

水害区域に住む要配慮者★の個別避難計画★の新規作成と更新を継続的に実施しており、土砂災害区域の対象者を含めるなど、対象範囲を広げています。

市社協においては、災害ボランティア養成講座の実施はありませんが、被災地への災害復興支援活動の調整をしています。

○感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症のまん延を経てコロナ禍前の生活に戻りつつあります。感染対策を講じつつ社会生活を送るために、流行に合わせた感染症予防の普及啓発や、基本的な感染対策の徹底が必要です。

◎ 施策8:見守り・防犯対策の推進

○防犯対策の充実

- ・ 地域安全サポーターへの加盟団体数は横ばいで、各地区における扱い手不足が課題です。
- ・ みまもるくん通信の配付は年間4回継続されており、高齢者向けの健康・生活情報の提供や注意喚起を行っています。一方で、対象世帯の増加に伴い、民生児童委員の負担増加が課題となっています。
- ・ CAP研修(人権教育プログラム)は、子ども、保護者、教職員を対象に毎年実施されており、子どもを守る環境整備が進んでいます。保護者や教職員への参加の周知や小中学校向けの虐待防止啓発、「自分は大切だ」と感じる自己肯定感を高める人権教育の充実が今後の課題です。

◎ 施策9:安心・安全の環境づくり

○バリアフリー化の推進

福祉移送サービス事業の利用促進は、利用件数が伸び悩んでおり、既存のサービス内容と運行体制を維持しつつ、いかに潜在的な利用者にサービスの存在と利用方法を効果的に周知していくかが引き続きの課題となっています。

○ユニバーサルデザインのまちづくり

日常版・災害時版のコミュニケーション支援ボード★を作成し、市内の主な指定避難所・避難場所に配置しました。総合防災訓練での活用や、窓口応対等で活用しています。今後、内容を多様化し、活用場所を広げます。

2 須坂市の現状

(1) 人口・世帯の状況

▼総人口の現状と将来推計

2025年時点の須坂市の総人口(長野県毎月人口異動調査2025年10月1日)は48,097人です。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計に基づけば、人口減少は継続し、2070年には総人口が26,862人まで縮小することが予測されています。これは2020年人口の約54%程度の規模です。

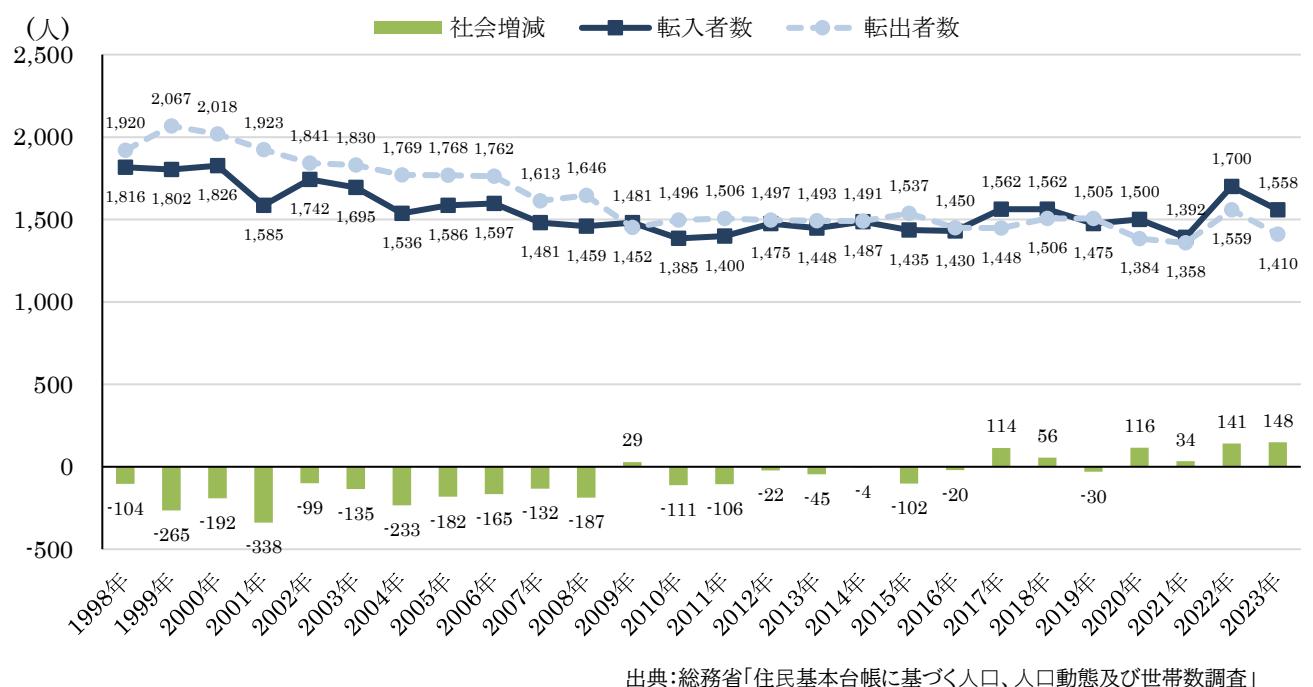
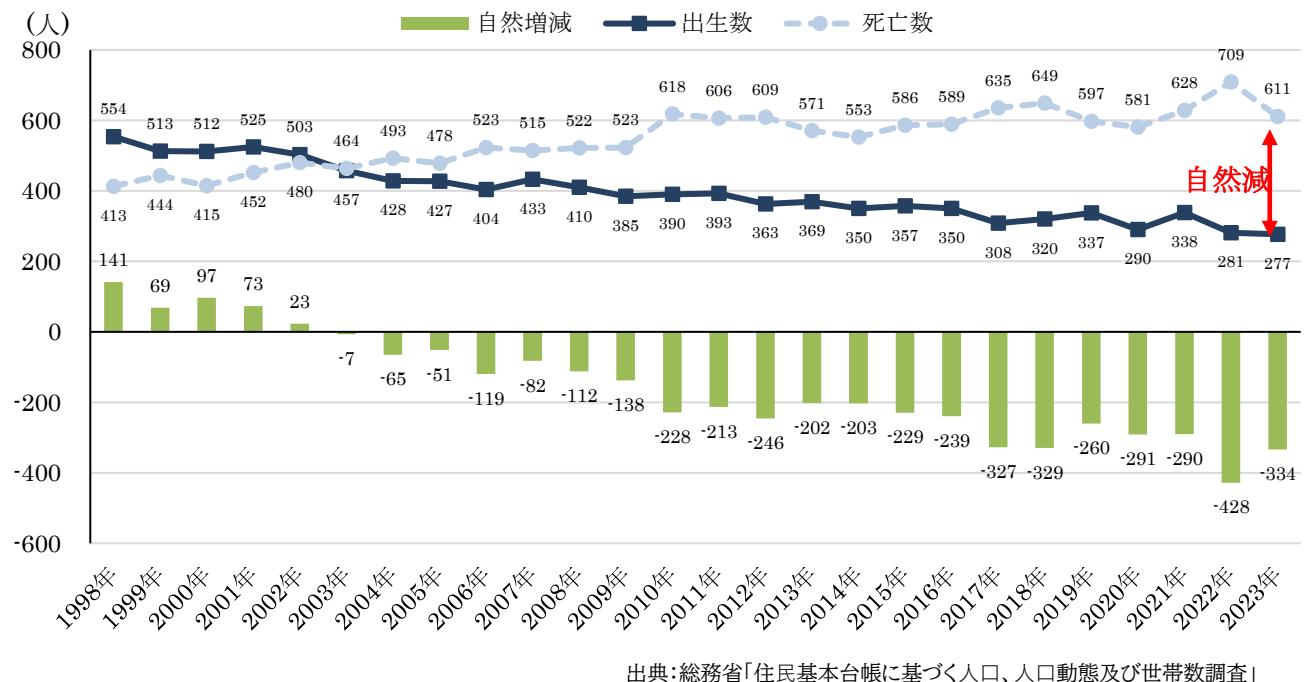


※端数処理等の関係で社人研「日本の地域別将来推計人口」における推計結果とは若干値が異なる場合がある。

出典:社人研推計に準拠して推計

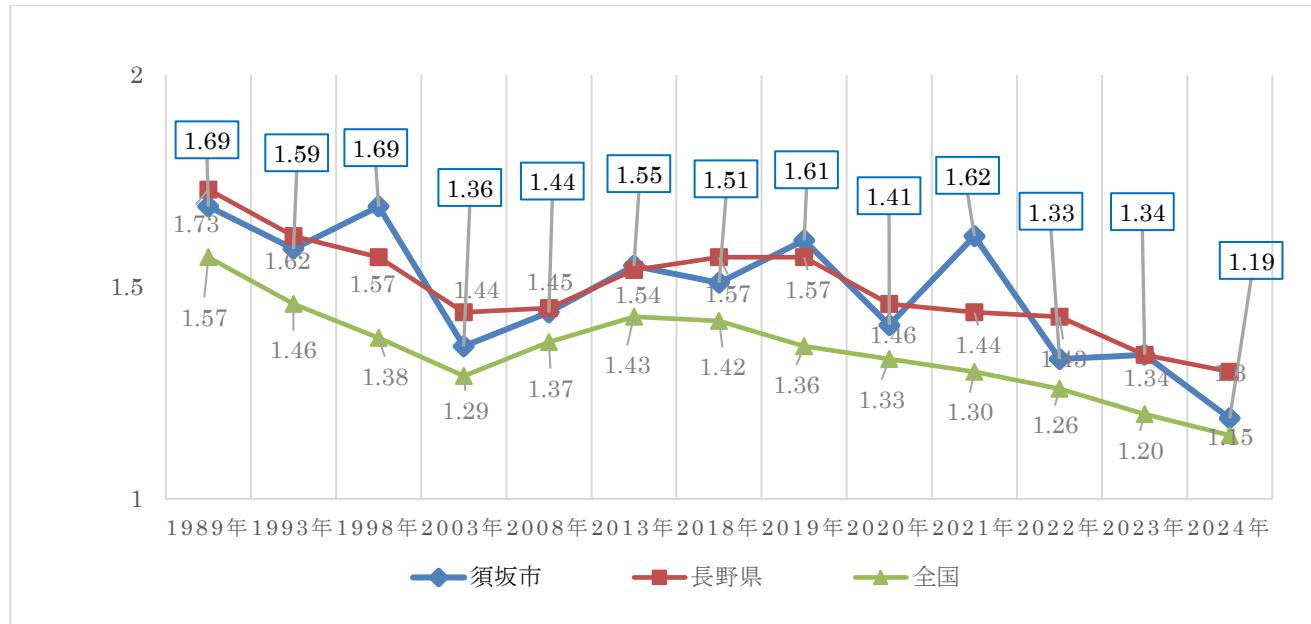
▼人口動態の状況

- ・自然動態(出生と死亡): 2003年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が継続しています。この自然減の傾向は、今後の人口構造を踏まえても続くことが予想されます。
- ・社会動態(転入と転出): 2016年以前は概ね社会減(転出超過)の傾向が見られましたが、2017年以降はほとんどの年で転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。特に、2022年、2023年は大幅な社会増を記録しています。



▼合計特殊出生率

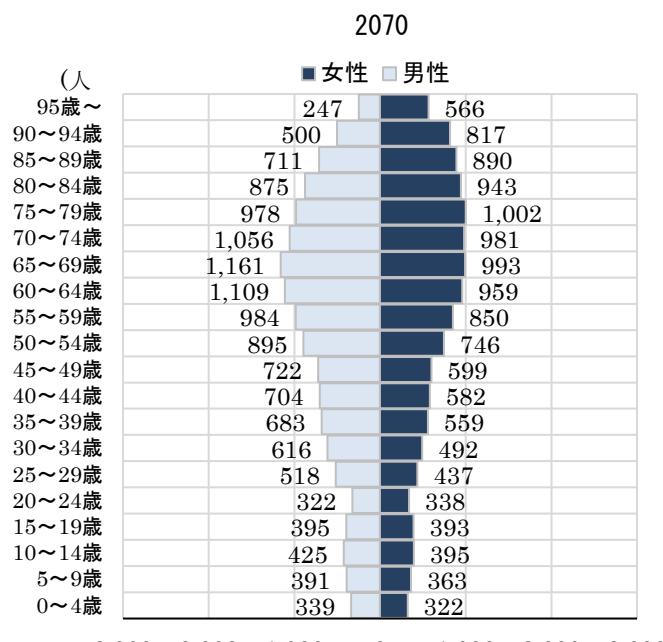
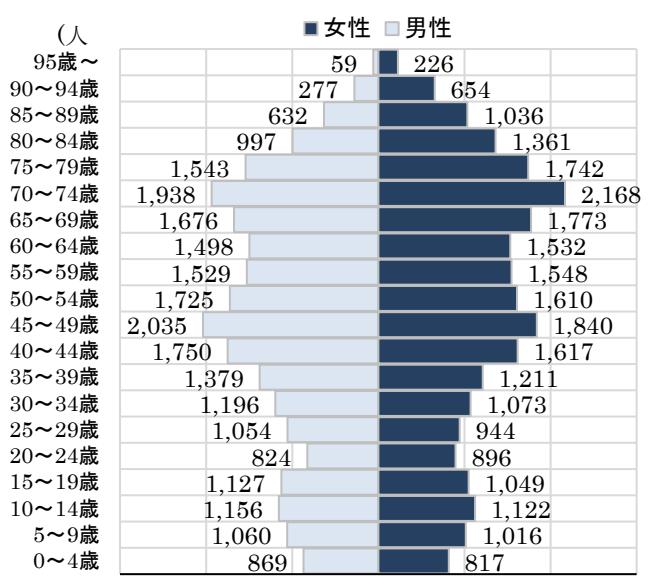
須坂市の合計特殊出生率は、人口が長期的に一定となる水準とされる人口置換水準(2.07)と比較すると依然として低い水準にあります。2022年以降は長野県平均と同等または下回る水準で推移しており、2024年にはさらに1.19と減少しています。全体として、この数値は国民希望出生率(1.80)と比較しても依然として低いままです。



出典:全国・長野県は人口動態統計、須坂市は健康づくり課調べ

(2)年齢区分別人口

本市の2020年の人口ピラミッドは、70～74歳の第1次ベビーブーム世代、45～49歳の第2次ベビーブーム世代において大きく膨らんでおり、「ひょうたん型」になっています。社人研推計の通りに人口減少が進行すると、2070年の人口ピラミッドは2020年に比べて全体的な人口のボリュームが縮小するとともに、年齢が上がるほど幅が広がる「逆三角形型」の構造になると予想されます。2020



出典:社人研推計に準拠して推計

(3)市民の意識等

須坂市と社会福祉協議会では、第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の策定にあたり必要となる、福祉ニーズ等の把握や施策の評価等の基礎資料とするため、市民 2,000 人を対象とした意識調査を実施しました。調査は須坂市に住所のある 18 歳以上の市民を無作為に抽出し、郵送でアンケートを実施し、1,093 人(回収率 54.7%)の市民から回答をいただきました。

① 家族の状況について

調査では、回答者の半数以上である 56.5%が「65 歳以上の高齢者」と同居していることが明らかになりました。さらに、「介護を必要とする方」が 8.6%、「障がいのある方」が 9.6%と同居しているという結果も出ています。これらの結果から、多くの住民が日常生活の中で、高齢者や要介護者、障がいのある方など、特別な配慮や支援を必要とする家族と向き合っていることが伺えます。

家族の中にいるのは「65 歳以上の方」(56.5%)が多かった他、「介護を必要とする方」(8.6%)、「障がいのある方」(9.6%)という結果だった。

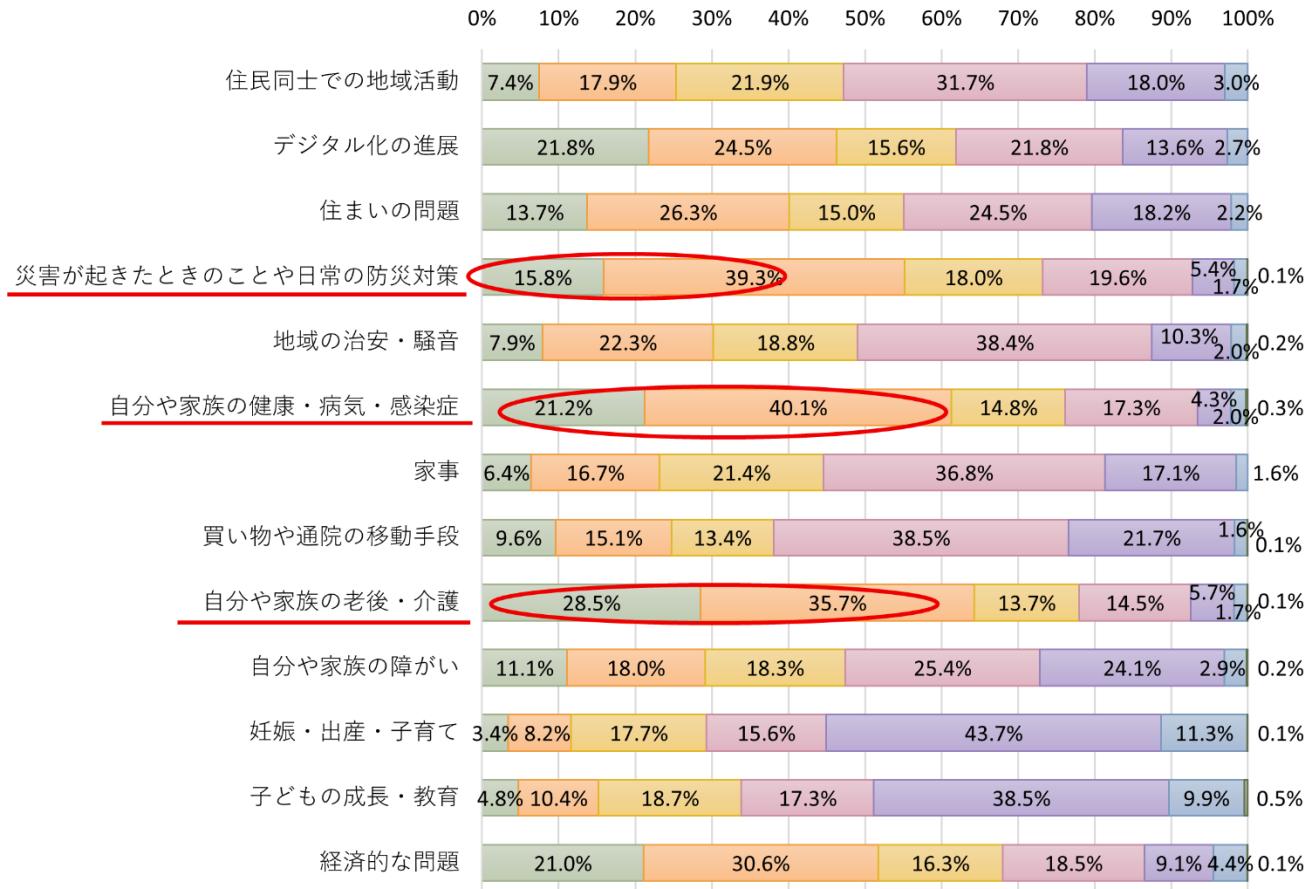
	回答数	割合
乳児	13	1.2%
乳児を除く小学校入学前の幼児	72	6.6%
小学生	94	8.6%
中学生・高校生	127	11.6%
65歳以上の方	618	56.5%
介護を必要とする方	94	8.6%
身体・知的・精神など障がいのある方	105	9.6%
いずれもいない	192	17.6%
未回答	54	4.9%
不明	0	0.0%
回答者数	1,093	

② 日常生活の中で実感する不安や悩みごとについて

「自分や家族の老後・介護」(64.2%)、「自分や家族の健康・病気・感染症」(61.3%)、そして「災害が起きたときのことや日常の防災対策」(55.1%)などに、多くの市民が不安を感じていることが明らかになりました。これらの結果は、個人の生活基盤に関わる課題、特に高齢化に伴う介護や健康の問題、そして自然災害に対する備えについて、関心が非常に高いことを示しています。こうした不安を解消し、安心して暮らし続けられる地域を築いていくためには、互いに支え合い、情報を共有できるような地域コミュニティ★の機能強化が不可欠です。特に、個人的な問題と思われるがちな「老後・介護」や「健康・病気」に関しても、隣近所との連携や地域全体

での見守り・助け合いの仕組みを検討していくことが重要となります。

「自分や家族の老後・介護」(64.2%)、「自分や家族の健康・病気・感染症(61.3%)」「災害が起きたときのことや日常の防災対策」(55.1%)などに不安を感じている割合が高かった。



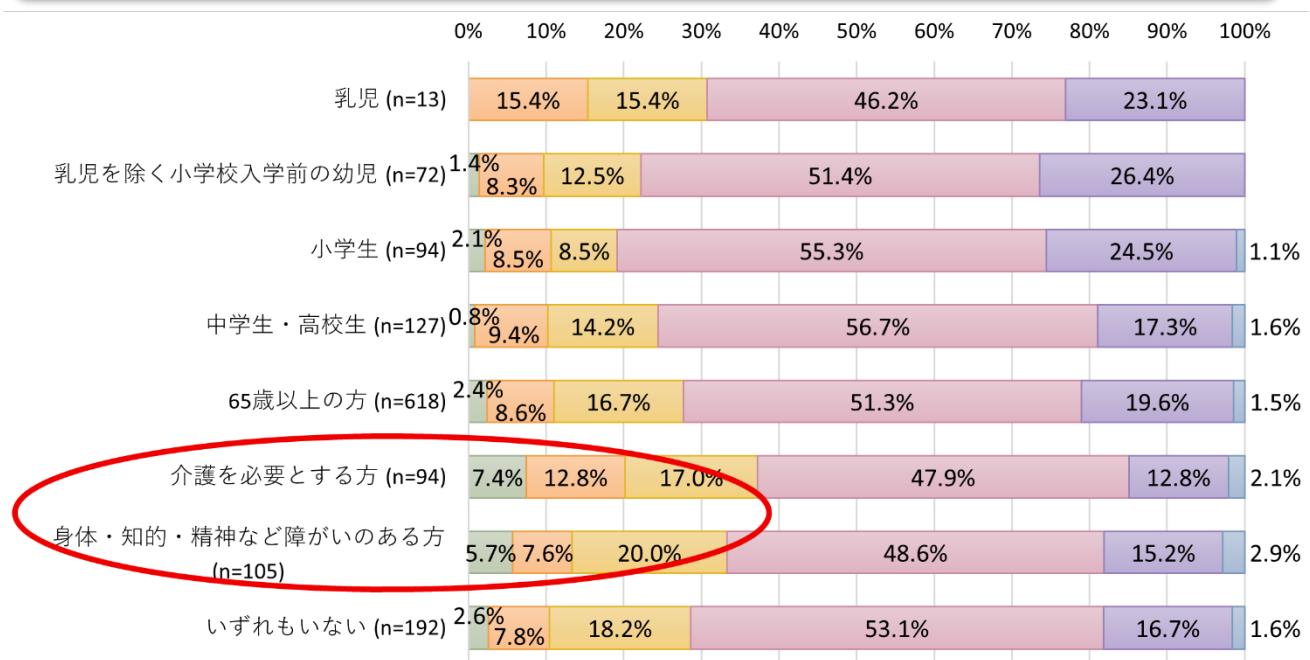
③ 孤独感と世帯構成・家族構成

暮らしの中で孤独感を抱えている方が少なくないことが明らかになりました。調査では、孤独感を感じていると回答した方のうち、「ひとり暮らし世帯」が 50.8%と半数以上を占めていました。さらに、家族の中に「介護を必要とする方がいる」(37.2%)、または「障がいのある方がいる」(33.3%)と回答した方の割合が高いことも分かりました。これらの結果は、単身世帯だけでなく、家族の中に特別なケアや配慮を要する方がいる世帯においても、孤立や孤独感を抱えやすい実態を示唆しています。こうした状況を踏まえると、地域における孤独・孤立対策は、ひとり暮らしの方への支援に留まらず、多様な家族構成を持つ世帯にまで視野を広げて検討していくことが重要となります。家族が抱える負担や、孤立しやすい状況にある人々を地域全体で支えるため、住民同士のつながりや、助け合いの仕組みをより一層強化していくことが求められます。

孤独を感じると回答した方は、「ひとり暮らし世帯」(50.8%)で半数以上となった。



孤独を感じると回答した方のうち、家族の中に「介護を必要とする方がいる」(37.2%)、「身体・知的・精神など障がいのある方がいる」(33.3%)で多かった。



■常に感じる ■時々感じる ■たまに感じる ■あまり感じない ■まったく感じない ■未回答 ■不明

孤独感を感じる方が必要とする支援は、「必要ない」(30.2%)が最も多く、次いで「居場所や出かける場所がほしい」(28.3%)、「趣味のサークルなどを知りたい」(24.0%)の順となった。

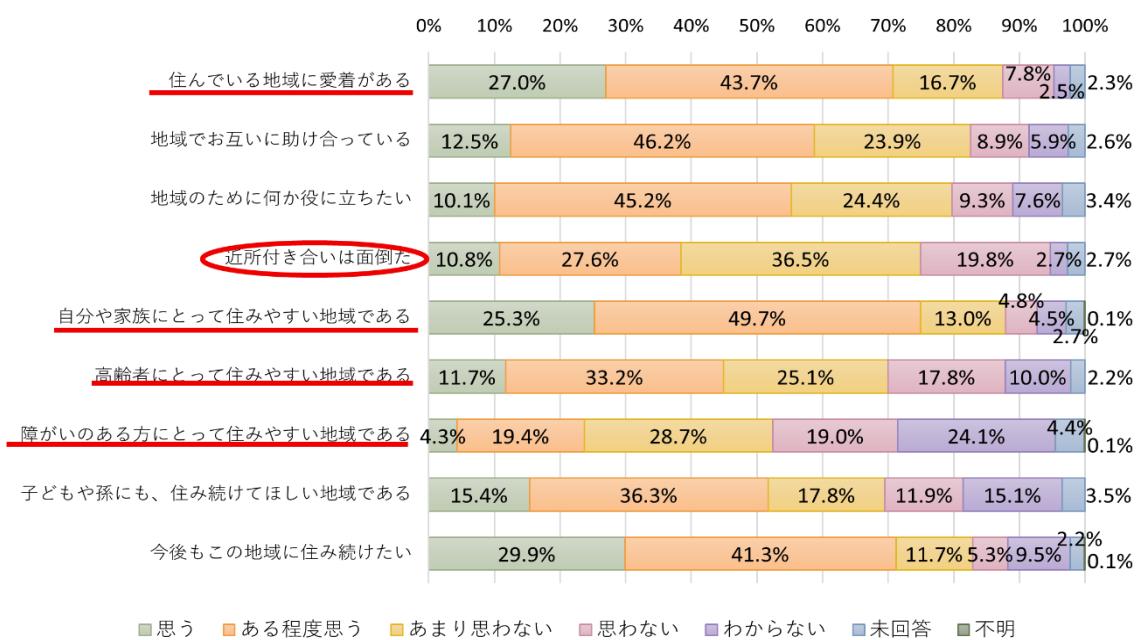
	回答数	割合
電話で話をしたい・相談したい・聞いてほしい	32	10.0%
インターネット（メールやSNSなど）を利用して相談したい	20	6.2%
居場所や出かける場所がほしい	91	28.3%
家に来てもらって話をしたい	31	9.7%
趣味のサークルなどを知りたい	77	24.0%
必要ない	97	30.2%
その他	12	3.7%
未回答	16	5.0%
不明	0	0.0%
回答者数	321	

④ 地域との関わりについて

住んでいる地域について、「住んでいる地域に愛着がある」、「自分や家族にとって住みやすい地域である」、「今後もこの地域に住み続けたい」と回答した方が多く(7割以上)、地域への高い満足度と定着意識が明らかになりました。一方で、「高齢者にとって住みやすい地域である」(44.9%)、「障がいのある方にとって住みやすい地域である」(23.7%)という回答であり、特定の層に対する住みやすさには課題があることが示唆されました。さらに、「近所付き合いは面倒だ」と感じる方が38.4%おり、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化も見て取れます。住んでいる地域の困りごとや課題としては、「日常の防災や災害が起きた際のこと」(30.4%)、「活動・行事へ参加すること」(29.1%)、「既存の活動・行事の継続」(26.0%)が上位を占め、住民が防災意識の高さと共に、地域活動への参加やその持続性について懸念を抱いていることが明らかになりました。相談できる人がいない理由については、「誰(どこ)に相談したらよいかわからない」(40.5%)が最も多く、次いで「インターネット等で調べられるから」(24.1%)、「プライバシーが守られるか不安だから」(23.4%)という結果でした。これは、住民が困りごとを抱えた際に、適切な相談窓口へのアクセスが困難であること、あるいはプライバシー保護への不安から相談をためらう傾向があることを示しています。

これらの結果は、市民が現在の居住地域に愛着を持ち、住みやすいと感じている一方で、高齢者や障がい者への配慮、防災対策、地域活動の活性化、そして安心して相談できる環境の整備といった具体的な課題を認識していることを示唆しています。こうした課題を解消し、住民が安心して暮らし続けられる地域を築いていくためには、互いに支え合い、情報を共有できるような地域コミュニティの機能強化が不可欠です。特に、高齢者や障がい者の目線に立った住環境の改善や、地域活動への多様な参加を促す仕組みの検討、そして誰もが安心して利用できる相談体制の構築が重要となります。

「住んでいる地域に愛着がある」「自分や家族にとって住みやすい地域である」「今後もこの地域に住み続けたい」で「思う」「ある程度思う」と回答した方は7割以上となった。その他「高齢者にとって住みやすい地域である」(44.9%)、「障がいのある方にとって住みやすい地域である」(23.7%)、「近所付き合いは面倒だ」(38.4%)という結果だった。

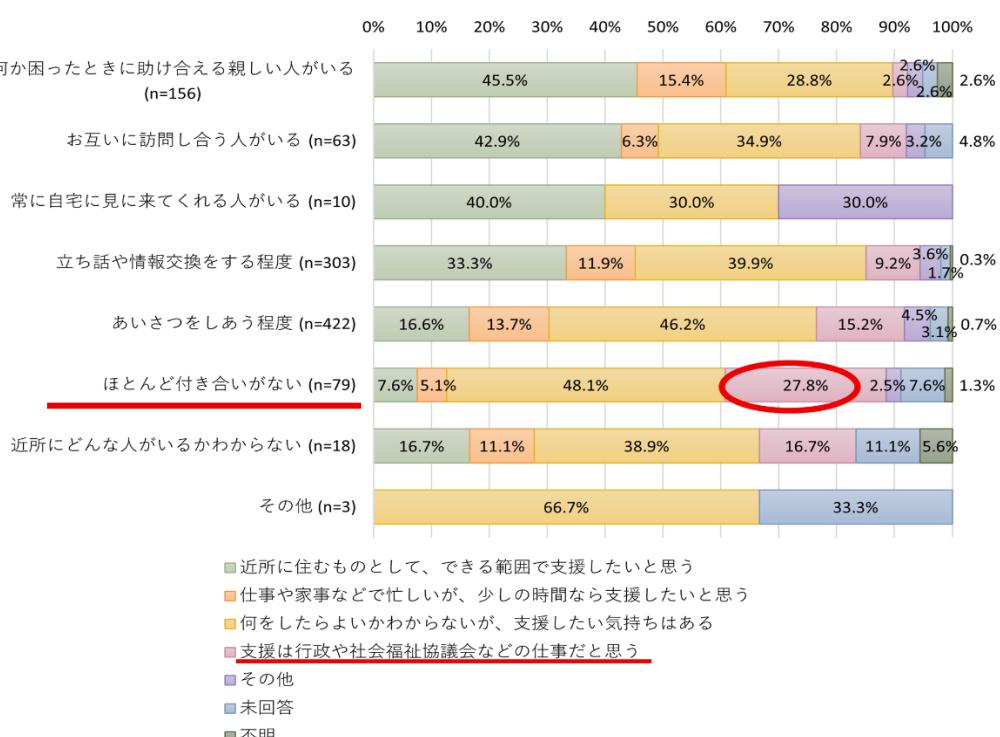


⑤ 地域活動・ボランティア活動について

地域活動・ボランティア活動への意識に関して、要配慮者への支援と近所付き合いの関連性が明らかになりました。具体的には、日頃から「助け合える親しい人がいる」または「お互いに訪問し合う人がいる」といった近所付き合いが深い人ほど、「できる範囲で支援したいと思う」または「少しの時間なら支援したい」と回答する割合が高い傾向にありました。対照的に、「ほとんど付き合いがない人」では、要配慮者への支援は「行政や社会福祉協議会などの仕事だと思う」と考える割合が27.8%と高く、支援を行政機関が担うべきだと考える傾向が見られます。ボランティア活動への従事が難しい理由については、「仕事や家事が忙しい」(51.9%)が最も多く、次いで「健康に自信がない」(30.7%)、「小さな子どもや介護を必要とする家族がいる」(13.2%)の順となりました。これらの結果は、多くの住民がボランティア活動への参加意欲を持ちながらも、多忙な日常生活や健康上の理由、家族の介護・育児といった個人的な制約により、実際には参加が難しいと感じている現状を示しています。

これらの結果は、地域における住民同士のつながりの深さが、支援活動への積極性に影響を与えることを示唆しています。住民同士の関わりが限定的な地域では、要配慮者への支援を行政に委ねる傾向があることが明らかになりました。こうした課題を解消し、安心して暮らし続けられる地域を築いていくためには、互いに支え合い、情報を共有できるような地域コミュニティの機能強化が不可欠です。特に、多忙な生活の中でも参加しやすい柔軟な活動機会の創出や、健康に不安がある方でも貢献できる役割の設定、そして子育てや介護中であっても無理なく関われるような支援体制の検討が重要となります。

近所付き合いが深い人(助け合える親しい人がいる、お互いに訪問し合う人がいる)ほど、「できる範囲で支援したいと思う」「少しの時間なら支援したい」人の割合が高いが、「ほとんど付き合いがない人」では「支援は行政や社会福祉協議会などの仕事だと思う」と考えている人の割合が高い。(27.8%)

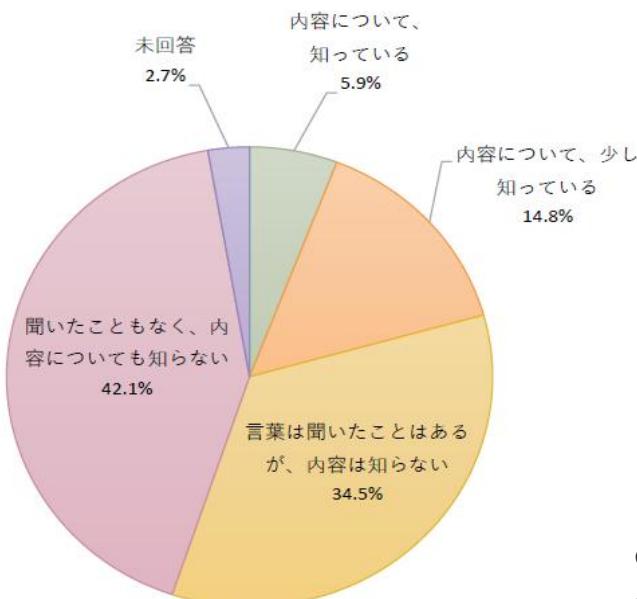


⑥ 障がいに関することについて

「合理的配慮★の提供」の内容について尋ねたところ、「聞いたこともなく、内容についても知らない」(42.1%)が最も多く、次いで「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」(34.5%)という結果となりました。このことは、市民の76.6%が「合理的配慮の提供」という重要な概念について、言葉自体を知らないか、知っていてもその内容を理解していない現状を示しています。これは、障がいへの理解促進や共生社会の実現に向けた情報提供・啓発活動が十分に浸透していないことを強く示唆しています。また、手話への関心度については、「どちらかと言えば関心がある」(40.2%)が最も多く、次いで「どちらかといえば関心がない」(36.6%)、「関心がない」(13.9%)の順となりました。この結果から、手話に対して一定程度の関心を持つ市民がいる一方で、関心がない、または低いと感じている市民も少なくないことがわかります。関心がある層は存在するものの、それが具体的な学習や行動に結びつくには、さらなる動機付けや学習機会の提供が必要であると考えられます。

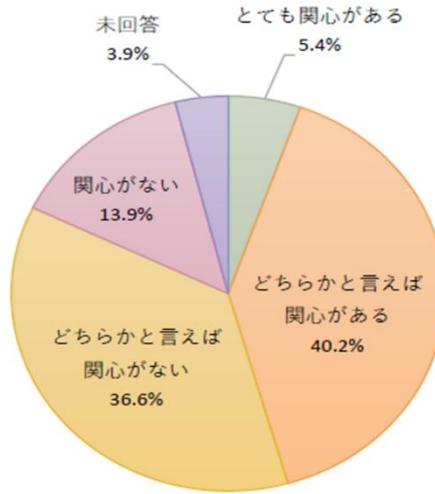
これらの結果は、地域における障がいに対する理解促進において、特に「合理的配慮の提供」のような法的・社会的な概念の周知が不十分であるという課題を浮き彫りにしています。また、手話への関心は一定数あるものの、具体的な学習行動には至っていない市民も多いことが示唆されました。障がいに関する基礎知識や「合理的配慮の提供」の意義と内容を市民に分かりやすく伝える啓発活動の強化、そして手話学習の機会提供や、障がいのある方々との交流を促進する場づくりの検討が重要となります。

「合理的配慮の提供」の内容について、「聞いたこともなく、内容についても知らない」(42.1%)が最も多く、次いで「言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない」(34.5%)という結果だった。



●2024年4月から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。合理的配慮とは、障害のある人の社会的なバリアを取り除くため、事業者側の負担が重すぎない範囲で必要な対応することです。合理的配慮の提供には、障害のある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を導き出すことが大切です。（政府広報オンライン）

手話について関心があるかは「どちらかと言えば関心がある」(40.2%)が最も多く、「どちらかといえれば関心がない」(36.6%)、関心がない(13.9%)の順となった。



手話に関心を持った理由は「手話を使ったテレビのニュース、ドラマをみたことがある」(56.4%)が最も多く、「教養として興味がある」(24.9%)、「障がい者とコミュニケーションをとってみたい」(18.9%)の順となった。

	回答数	割合
家族や知人に聴覚障がい者がいるから	46	9.2%
聴覚障がい者とコミュニケーションをとってみたいから	94	18.9%
手話を使ったテレビのニュース、ドラマなどをみたことがあるから	281	56.4%
教養として興味があるから	124	24.9%
その他	38	7.6%
未回答	5	1.0%
不明	0	0.0%
回答者数	498	

⑦ 災害時の支援について

災害時の支援に関して、地域で必要とされる助け合いや協力体制について尋ねたところ、「安否確認や声かけ」(71.2%)が最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導の補助」(56.9%)、「要配慮者の家族などへの連絡」(33.9%)の順となりました。この結果は、災害発生時における市民の最も強いニーズが、まずは身近な人々の安否確認と、安全な場所への移動のための支援にあることを明確に示しています。特に、高齢者や障がい者といった要配慮者への配慮が、市民の意識の中にも強く存在していることがわかります。こうした市民の意識は、1978 年に市社会福祉協議会が立ち上げた「寝たきり老人等事故防止対策網」に始まり、その後「地域見守り安心ネットワーク」、そして 2007 年からは市が継承し、災害時要援護者避難支援計画を付加した「新・地域見守り安心ネットワーク★」へと発展してきた地域の取組と深く関連しています。この長年にわたる見守り・支援ネットワークの歴史は、まさに市民が現在も強く求めている「安否確認」や「避難誘導の補助」といったニーズに応えるべく進化してきた経緯と重なります。市民の回答は、これまでの地域における見守り・支援体制の重要性を再確認させるとともに、今後もこれらの活動を継続・強化していくことの必要性を示唆しています。

これらの結果は、地域における災害時の助け合いにおいて、特に初期段階での安否確認と避難誘導、そして要配慮者への細やかな連絡体制が重要視されていることを明確に示しています。そして、このような市民のニーズは、地域が長年取り組んできた新・地域見守り安心ネットワーク事業の方向性と合致していることが確認されました。既存の「新・地域見守り安心ネットワーク」をさらに強化し、住民一人ひとりが災害時にどのような役割を果たせるかを具体的に理解し、実践できるような訓練や情報共有の機会を増やす検討が重要となります。

「地域でどのような助け合いや協力体制が必要だと思うかは「安否確認や声かけ」(71.2%)が最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導の補助」(56.9%)、「要配慮者の家族などへの連絡」(33.9%)の順となった。

	回答数	割合
安否確認や声かけ	778	71.2%
要配慮者の家族などへの連絡	370	33.9%
安全な場所への避難誘導の補助	622	56.9%
相談や話し相手	230	21.0%
応急手当	189	17.3%
その他	14	1.3%
未回答	58	5.3%
不明	1	0.1%
回答者数	1,093	

⑧ 民生児童委員・保護司について

地域福祉の担い手である「民生児童委員」に関する認知度を尋ねたところ、「自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員を知っている」(46.4%)が最も多く、次いで「民生・児童委員については知っているが、自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員は知らない」(27.3%)、「民生・児童委員という言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」(14.5%)の順となりました。このことは、市民の約半数が担当の民生児童委員を認識しているものの、残りの約半数が担当者を知らないか、言葉は知っていてもその活動内容まで理解していない現状を示しています。地域における重要な役割を担う存在でありながら、その認知度にはまだ向上の余地があることが明らかになりました。

一方、「保護司」に関する認知度については、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」(41.1%)が最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」(28.7%)、「名前も活動内容も知らない」(26.1%)の順となりました。この結果から、保護司という名称自体は多くの市民に知られているものの、その具体的な活動内容については、約7割の市民が知らないことがうかがえます。

これらの結果は、地域における福祉や更生保護といった重要な役割を担う民生児童委員と保護司について、市民の認知度、特に活動内容への理解が十分ではないという課題を浮き彫りにしています。活動内容、役割、そして市民との関わり方について、より分かりやすく効果的な情報発信や広報活動を行う検討が重要となります。

「自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員を知っている」(46.4%)が最も多く、次いで「民生・児童委員については知っているが、自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員は知らない」(27.3%)、「民生・児童委員という言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」(14.5%)の順となった。

	回答数	割合
自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員を知っている	507	46.4%
民生・児童委員については知っているが、自分が住んでいる地域を担当している民生・児童委員は知らない	298	27.3%
民生・児童委員という言葉は聞いたことがあるが内容は知らない	159	14.5%
民生・児童委員については知らない	91	8.3%
未回答	37	3.4%
不明	1	0.1%
合計	1,093	100.0%

保護司について「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」(41.1%)が最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」(28.7%)、「名前も活動内容も知らない」(26.1%)の順となつた。

	回答数	割合
名前も活動内容も知っている	314	28.7%
名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない	449	41.1%
名前も活動内容も知らない	285	26.1%
未回答	45	4.1%
不明	0	0.0%
合計	1,093	100.0%

⑨ 社会福祉協議会について

社会福祉協議会に期待することについて尋ねたところ、「訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実」(47.3%)が最も多く、次いで「福祉に関する情報提供等の充実」(29.9%)という結果となりました。この結果は、市民が社会福祉協議会に対して、具体的な生活支援サービス、特に高齢者や障がい者の日常生活を支える介護保険サービスや自立支援サービスの質と量の向上を強く求めていることを示しています。これは、先に述べられた市民の「自分や家族の老後・介護」「自分や家族の健康・病気・感染症」への不安とも連動しており、福祉サービスの提供機関としての社会福祉協議会への期待が大きいことを表しています。また、「福祉に関する情報提供等の充実」が約3割の市民から期待されていることは、福祉サービスや制度に関する情報が市民に行き届いていない、あるいは分かりにくく感じられている現状を示唆しています。適切な情報が提供されることで、市民が必要な支援にアクセスしやすくなり、不安の軽減にもつながることが期待されていると言えるでしょう。

これらの結果は、社会福祉協議会が地域において、多様な市民ニーズに応えるサービス提供の中核的な役割を担っており、特に介護や自立支援に関する直接的なサービス提供と、それらのサービスに関する情報提供の強化が強く求められているという課題を浮き彫りにしています。市民のニーズに合わせた質の高い介護保険サービスや障害福祉サービスの提供体制の強化、そして、複雑化する福祉制度やサービスに関する分かりやすくタイムリーな情報提供を促進する検討が重要となります。

「訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実」(47.3%)が最も多く、次いで「福祉に関する情報提供等の充実」(29.9%)が多かった。

	回答数	割合
訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実	517	47.3%
児童福祉サービス、子育て支援の充実	289	26.4%
児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育、ボランティア活動等の充実	166	15.2%
福祉に関する情報提供等の充実	327	29.9%
隣近所、地域でのふれあい・助け合いの仕組みづくりと充実	205	18.8%
ボランティア活動、福祉団体等の支援や育成	182	16.7%
福祉に関する相談や苦情の受付	195	17.8%
福祉に対する要望、ニーズの把握やサービスの企画・実施	184	16.8%
その他	19	1.7%
特にない	139	12.7%
未回答	87	8.0%
不明	0	0.0%
回答者数	1,093	

⑩ 今後の地域のあり方について

須坂市が福祉のまちづくりを進めるために取り組むべきことについて尋ねたところ、「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」(30.4%)が最も多く、次いで「災害時における助け合いの仕組みづくり」(29.9%)、「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」(26.3%)の順となりました。この結果は、市民が須坂市の福祉のまちづくりにおいて、特に「見守り」「災害時の助け合い」「住民同士の支えあい」という3つの側面に重点を置いていることを明確に示しています。「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」への期待が最も高いことは、先に市民が抱える「老後・介護」や「健康・病気」への不安、そして地域との関わりにおいて「高齢者にとって住みやすい地域である」「障がいのある方にとって住みやすい地域である」と感じる割合が低かった点とも関連しています。これは、地域の中で特に支援が必要な世代への具体的な関心が高いことを表しています。また、「災害時における助け合いの仕組みづくり」への期待は、市民の「災害が起きたときのことや日常の防災対策」への不安と一致しており、防災における共助の重要性が認識されていることを示唆しています。さらに、「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」への期待は、市民が地域の絆を強化し、相互に協力し合う社会を求めていることを表しており、これは「近所付き合いは面倒だ」と感じる市民が一定数いる中でも、根本的には助け合いの精神を重視していることの表れと解釈できます。

これらの結果は、須坂市が目指すべき福祉のまちづくりにおいて、特定の世代へのきめ細やかな見守り・支援、災害に強い地域づくり、そして住民が主体となる共助の仕組みづくりが喫緊の課題として認識されていることを浮き彫りにしています。既存の地域ネットワークや民生児童委員、社会福祉協議会などの活動をさらに充実させ、市民がより積極的に関与できるような体制を整備する検討が重要となります。

須坂市が福祉のまちづくりを進めるために取り組むべきことは、「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」(30.4%)が最も多く、次いで「災害時における助け合いの仕組みづくり」(29.9%)、「住民同士による支え合い、助け合い活動の体制づくり」(26.3%)の順となった。

	回答数	割合
住民同士による支え合い、助け合い活動の体制づくり	287	26.3%
自分が暮らす地域の課題について話し合う場づくり	108	9.9%
世代を超えた交流の場づくり	144	13.2%
身近な地域で気軽に参加できる憩いの場づくり	200	18.3%
福祉意識を高めるためのインターネットやスマートフォンなどのICTを活用した啓発	68	6.2%
学校や地域での福祉教育の充実	174	15.9%
高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり	332	30.4%
災害時における助け合いの仕組みづくり	327	29.9%
地域福祉活動へのボランティアやNPO法人の育成支援	55	5.0%
大学や企業、商店と連携した地域福祉活動の促進	61	5.6%
障がい、年齢、国籍などの違いを越えて、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくり	69	6.3%
外国人や性的少数者、高齢者、障がい者、子ども等に対する人権教育	23	2.1%
犯罪や非行をした者の社会復帰の理解、支援	16	1.5%
相談機関（行政・民間）のネットワークづくり、相談窓口の充実	97	8.9%
孤独・孤立・ひきこもりの方に対する支援	67	6.1%
自殺予防に関する対策	21	1.9%
成年後見制度の普及・啓発	23	2.1%
生活困窮者に対する支援	81	7.4%
その他	12	1.1%
未回答	121	11.1%
不明	0	0.0%
回答者数	1,093	

(4) 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画に向けた課題

市民意識アンケート調査からは、地域福祉の推進に向けて以下の3つの重要課題が明らかになりました。

① 地域の安心・安全の確保

あらゆる年代、様々な背景を持つ市民が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、日常生活の基盤を支える環境整備が不可欠です。市民の多くが、自身の老後や家族の健康、そして災害への備えに不安を感じており、高齢者や子どもの見守り、災害時の助け合いの仕組みづくりへの期待が高いことが示されました。

また、孤独を感じる市民が少なくないことは、単に物理的な安全だけでなく、精神的な安心感や社会的なつながりの欠如が、市民のウェルビーイング★を阻害していることを示唆しています。これは、地域の中で誰もが「居場所」と「つながり」を持てるような仕組みづくりが強く求められていることを意味します。したがって、今後は地域の見守り体制や災害時の支援体制を強化するだけでなく、孤独を感じる市民が地域社会とつながり、孤立を未然に防ぐための仕組みづくりが不可欠です。多様な市民が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、交流機会の創出やコミュニティ活動の支援を強化する必要があります。

② 地域福祉の担い手の育成と支え合いの仕組み

高齢化や担い手不足が進む中、地域活動やボランティアへの参加者が減少傾向にあることが課題です。ボランティア活動への参加が難しい理由として、仕事や家事の忙しさなどが挙げられ、またボランティア活動の経験がない市民も多い現状があります。加えて、近所付き合いが限定的であるほど、要配慮者への支援を行政が担うべきだと考える傾向が示されており、住民同士の支え合いの意識を醸成していく必要があります。

地域福祉を支える人材の育成や、参加しやすい環境づくり、世代を超えた協働の仕組みを整えることで、地域の支え合いを持続可能なものにしていく必要があります。ボランティア未経験者であったり多忙であっても気軽に参加できるよう、短時間・短期間でも参加できる多様な活動機会の創出、健康状態や生活スタイルに合わせた柔軟な役割の提供が求められます。民生児童委員や保護司といった既存の担い手に対する市民の理解を深めることも、地域全体で支え合う体制を強化する上で重要であり、市民による支えあい、助け合い活動の体制づくりへの期待に応える取組が必要です。

③ 情報発信と共有の強化

福祉施策や地域活動の情報が十分に届いていないという声も多く、適切な情報発信と受け取り、そして地域内での情報共有を通じて、周知と認知を高めることが重要です。社会福祉協議会に対し福祉に関する情報提供等の充実への期待が高いことが示されています。

特に、困りごとを抱えた際に誰(どこ)に相談したらよいかわからないと感じる市民が多いことは、福祉に関する情報提供だけでなく、相談体制そのものに課題があることを明確に示しています。加えて、「合理的配慮の提供」の内容について知らない市民も多いことは、障がいのある市民が地域で生活する上で不可欠な制度や概念に関する情報が十分に伝わっていない現状を浮き彫りにしています。また、保護司の活動内容理解の低さも、情報伝達が十分に機能していない現状を裏

付けています。

今後は、デジタルと紙媒体の両面からの発信、地域内の情報格差への配慮はもちろんのこと、市民が気軽に相談できる窓口の明確化と、その周知徹底が不可欠です。相談内容のプライバシー保護を徹底し、信頼できる相談体制を構築することで、市民が安心して情報を得て、必要な支援につながることができるよう、情報発信と相談支援の両面からの強化が求められます。特に、「合理的配慮の提供」や地域福祉に関する重要な概念について、誰もが理解できるよう分かりやすい情報提供を強化していく必要があります。

第3 基本構想

1 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の方向

地域福祉は、従来のような高齢者・障がい者・子ども等の分野別に対象者を捉えるのではなく、すべての住民が個人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく安心して幸せな生活が送れるようにしていくことが必要となります。そのため、第4次（・第5次）となる本計画においては、第3次（・第4次）計画の基本的な考え方を継承しながら、次の5つを基本的な考え方として、須坂市の福祉を展開し地域共生社会の実現を目指します。

（1）個人が尊重され多様性を認め合う地域づくり

第4次（・第5次）計画では、従来の「支え手」と「受け手」という関係性を超え、地域住民一人ひとりが多様な活動の担い手となり、「みんなが役割を持ち」互いに支えあう関係を築くことが求められます。個人の尊重と多様性の尊重は、福祉に関する生涯学習の推進や多様な価値観を認め合う意識の醸成に努め、年齢、障がいの有無、文化、国籍に関わらず、すべての人が使いやすく、心地よく感じる「物にも心にもバリアのないまちづくり」を推進することによって実現されます。これは、ノーマライゼーション★の理念やユニバーサルデザイン★の考え方の普及に努めることが重要であるという認識に基づいています。

（2）生活課題の解決への住民等の積極的参加

住民の積極的な参加は、複雑化・複合化する生活課題に対し、公的な支援と合わせて住民同士の助け合い、支え合いの重要性が一層高まっていることに対応します。この目標では、単に「助けて」と言える環境を作るだけでなく、住民が「あなたができること」を活かし、地域の一員として「助け合いを起こす」主体的な参加を促します。住民が自らの地域福祉活動やまちづくりに積極的に参加し、協働で支え合う社会をつくるという方針を具体化するものです。

（3）重層的なセーフティーネットの構築

生活課題が深刻化・困難化する前に早期に発見し、支援につなぐための重層的なセーフティーネットは、地域住民が持つ「我が事」の意識に基づいた気づきや見守りと、専門機関が「まるごと」受け止める多機関協働による支援が一体となった発見・対応の仕組みづくりが重要となります。また、近年多発する大規模自然災害に対応するため、住み慣れた地域で誰もが孤立せず生活を継続していくために、防災と福祉が一体となった取組が不可欠です。災害時に支援が必要となる避難行動要支援者の把握と、日頃からの「みんなが役割を持ち」見守り支えあう体制の構築は、地域防災の重要な基盤と位置づけられます。

（4）利用者主体のサービスの実現

利用者の視点に立ったサービスの実現は、高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野の「縦割り」を超えて、世代や分野を超えて「まるごと」つながり、地域全体で支援を必要とする人に寄り添

う、切れ目のない支え合いの仕組みを構築することで目指されます。加えて、すべての人が自立した生活を送るために、「物にも心にもバリアのないまちづくり」を推進します。これは、年齢、障がいの有無、文化、国籍に関わらず、すべての人が使いやすく、心地よく感じる環境を整えることを意味します。

(5) 包括的な支援体制の整備

第3次計画で目指された分野別や年齢別だった支援から、当事者中心の「丸ごと」の支援へと移行し、地域全体で生活課題を支え合っていくという目標は、第4次（・第5次）計画では「みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり」の核となります。この目標実現のため、高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野の「縦割り」を超えた包括的な相談体制の強化と、その体制を支える専門機関の充実が不可欠です。さらに、様々な専門相談機関と地域関係者が連携し、支援を必要とする人に切れ目のない支え合いの仕組みを構築することで、公的な支援（公助）を基盤としつつ、地域全体の力でサービスの質と安心を創り出すことを目指します。

2 基本理念

■みんなが役割を持ち「まるごと」つながる共生のまちづくり ～安心と安全を共に創る～

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力と住民同士の支え合い、公的な福祉サービス・支援が、相互に連携・協力していく関係の構築が求められる点では、前回と同様です。子どもから高齢者まで、また、障がい者や生活困窮者など生活上の困難のある住民も、誰もが住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていくためには、「誰かから一方的に支援される人」と「支援する人」という関係性を超えることが重要です。すべての人々が、年齢、性別、障がいの有無、置かれた状況に関わらず、地域社会の中で何らかの役割や居場所を持ち、その人らしく生きがいや充実感を持ちながら暮らすことができるよう、支え手・受け手に固定されない「みんなが役割を持つ」関係を目指します。

●「まるごと」つながる共生社会の実現

さらに、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の限界を超えて、住民、ボランティア、医療、介護、福祉、教育、雇用、そして行政など、あらゆる主体が協力し、多様な課題を「我が事」として捉え、「まるごと」受け止めて解決を図る取組を強化します。「自助」「互助」「共助」「公助」の意識に加え、多岐にわたる地域のつながりや助け合いの精神による、「まるごと」つながる共生のまちづくりを目指します。

●安心と安全を共に創る

そして、この「まるごと」のつながりによって、日常生活でのちょっとした困りごとから、災害時や緊急時の支援、さらには生活基盤を揺るがす困難まで、「安心と安全」を、住民と関係機関が「共に創りあげる」仕組みを構築します。国連のSDGs★（持続可能な開発目標）の理念である「誰ひとり残さない」社会の実現を目指す目標も踏まえ、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域づくりを推進します。地域福祉の推進

にあたっては、一人ひとりの努力と住民同士の支え合い、公的な福祉サービス・支援が、相互に連携・協力していく関係の構築が求められます。日ごろからお互いのことを思いやり、必要な時に助け合える関係を築いておくことが重要です。「自助」「互助」「共助」「公助」の意識をもって、これまでの地域のつながりや助け合いの精神による、みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくりを目指します。

また、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の理念である「誰ひとりとり残さない」社会の実現を目指す目標も踏まえ地域づくりを進めます。

3 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) 助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり

少子高齢化や核家族化の進展に加え、ライフスタイルの多様化や社会的な孤立・ひきこもりなど、地域で暮らす住民の抱える生活課題はより複雑化・複合化しています。そのため、公的な支援やサービスと合わせ、住民同士の助け合い、支え合いの重要性が一層高まっています。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって暮らし続けていけるよう、従来の「支え手」「受け手」という関係性を超え、地域住民一人ひとりが多様な活動の担い手となり、「みんなが役割を持ち」互いに支えあう関係を築くことが求められます。この目標では、「助けて」と言えるだけでなく、「あなたができること」を活かし、地域の一員として「助け合いを起こす」主体的な参加を促します。また、福祉に関する生涯学習の推進や多様な価値観を認め合う意識の醸成に努め、地域福祉に関する考え方の啓発や福祉の意識の向上に努め、一人ひとりの強みと可能性を活かす福祉文化の創造に取り組みます。

(2) みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

少子高齢化の進展や生活課題の複雑化・複合化が進む中で、住民誰もが住み慣れた地域の中で「安心と安全」をもって暮らし続けるためには、既存の分野ごとのサービスや相談体制だけでは対応が難しくなってきています。このため、高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野の「縦割り」を超えた包括的な相談体制の強化と、その体制を支える専門機関の充実が不可欠です。特に、支援を必要とする人に必要な相談やサービスが確実に届くよう、地域住民が持つ「我が事」の意識に基づいた気づきや見守りと、専門機関が「まるごと」受け止める多機関協働による支援が一体となった発見・対応の仕組みづくりが重要となります。より複雑化・複合化する生活課題に対し、様々な専門相談機関と地域関係者が世代や分野を超えて「まるごと」つながり、地域全体で支援を必要とする人に寄り添い、切れ目のない支え合いの仕組みを構築することで、公助を基盤としつつ、地域全体の力でサービスの質と安心を創り出すことを目指します。

(3) みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり

近年、全国各地で大規模な自然災害が多発し、私たちの「安心と安全」な暮らしを脅かして

います。住み慣れた地域で、いかなる状況下でも誰もが孤立せず生活を継続していくためには、防災と福祉が一体となった取組が不可欠です。特に、災害時に支援が必要となる避難行動要支援者の把握と、日頃からの「みんなが役割を持ち」見守り支えあう体制の構築は、地域防災の重要な基盤です。この日常的な見守り活動の促進と、地域での防災活動を支援する環境づくりをさらに進め、地域全体でリスクに備える強靭な社会を目指します。

誰もが自立した生活を送るためには、ノーマライゼーションの理念やユニバーサルデザインの考え方の普及に努めることが重要です。年齢、障がいの有無、文化、国籍に関わらず、すべての人が使いやすく、心地よく感じる「物にも心にもバリアのないまちづくり」を推進します。また、地域の子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校や地域、関係機関が連携した見守りのネットワークを充実させます。加えて、罪を犯した人が地域社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、更生保護への地域住民の理解促進と支援に取り組みます。

■助け合い起こし

「助け合い起こし」とは、人と人とのつながりをつくる活動です。「住み慣れた地域で生きがいをもって豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、助け合いの輪を広げていくこと」を目標として、「助けてあげる。」という従来の表現を180度転換し「助けて！」と言いややすい地域を住民の皆様とつくっていくことです。

4 計画が目指す地域福祉のイメージ

地域福祉を推進するために、住民一人ひとりの努力と住民同士の助け合い、公的な福祉サービスや支援が相互に連携・協力していく地域を目指します。



5 施策体系

基本理念:みんなが役割を持ち「まるごと」つながる共生のまちづくり
～安心と安全を共に創る～

基本目標1:助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり

施 策	主 要 事 業
1 地域福祉の担い手の育成	1 福祉意識の醸成
	2 地域福祉活動の担い手の育成・確保
2 支えあう地域づくり	1 身近な地域でのネットワーク活動の促進
	2 ボランティア活動・NPO法人との協働による活動支援
	3 企業等との協働による多様な地域資源の活動
3 交流の場づくり	1 多様な交流を通じた地域共生社会の実現
	2 身近なサロン等の「交流プラットフォーム」の確保

基本目標2:みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

施 策	主 要 事 業
4 情報提供・相談体制の充実	1 情報アクセスのバリアフリー化と情報発信の強化
	2 他機関協働による重層的な相談支援体制の充実
5 権利擁護の推進	1 意思決定支援と権利擁護体制の推進
	2 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】
6 地域包括ケアシステムの深化・推進	1 地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり
	2 関係機関の連携・支援の充実
	3 生活困窮者等支援の充実

基本目標3:みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり

施 策	主 要 事 業
7 緊急時や災害時の対応	1 緊急時の支援体制の確立
	2 災害時の支援体制の確立
	3 感染症に対する備え
8 見守り・防犯対策の推進	1 防犯対策の充実
	2 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】
9 安心・安全の環境づくり	1 バリアフリー化の推進
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり



① 基本目標1

助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり

② 基本目標2

みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

③ 基本目標3

みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり

■ 基本目標1 助け合い起こしで、みんなが役割を持ち支えあうまちづくり

市民一人ひとりが相互に認め合い、人権を尊重し合い、助け合い起こしが自然にできる社会を実現するためには、自分の暮らす地域の生活課題に关心を持ち、できることを考え、行動していくことが大切です。特に、誰もが何らかの役割を持って地域に関わり、支え手になると同時に支えられることにもつながるような多角的な関係を築くことが重要です。そのためには、子どもの頃からの福祉・人権教育やライフステージに応じた多様な教育機会を提供することで、地域福祉活動の担い手を育成し、役割を持つことの意義を学びます。また、誰もが気軽に地域福祉活動に参加し、世代間など多様な交流を通して、助け合い起こしの輪を広げることで、みんなが役割を持ち、互いに支えあう、活力ある地域社会の実現を目指します。



■ 施策1 地域福祉の担い手の育成

① 福祉意識の醸成

地域における助け合い・支え合いの基盤づくりに向けて、主体的・積極的に地域について考え、行動できるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育やボランティア活動への参加を推進します。また、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待★、ドメスティック・バイオレンス★など、人権侵害の防止に努めるとともに、権利擁護★の視点を持ち、合理的配慮の提供を含めた誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組みます。

施策・事業	内 容
地域福祉に関する啓発の推進	●地域福祉に関する市民の理解と、「地域共生社会」の実現に向けた協働の意識が深められるよう、多様な機会や方法により啓発を進めます。
学校における福祉教育の推進	●コミュニティスクール等の仕組みも活用し、学校と関係機関が連携して、児童生徒のボランティア体験や福祉に関する体験学習等を推進し、地域福祉の担い手としての意識を醸成します。 ●教職員及びスクールカウンセラー★やスクールソーシャルワーカー★に対し、地域生活課題に関する情報を提供します。 ●すべての子どもたちが共に学び育つ環境を整えるため、合理的配慮の提供を含めた、インクルーシブな学びの場づくりの推進に努めます。
地域における福祉学習の推進	●市民が「新しい認知症観」★やノーマライゼーションの理念を理解し、自ら地域課題の解決に参画できるよう、サロンなどの場を活用した福祉学習を推進します。
人権・権利擁護の啓発と推進	●「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」等に基づき、市民相互に人権を尊重し、あらゆる差別を許さない社会づくりを進めます。また、成年後見制度★など、権利擁護の仕組みに関する周知・啓発を強化します。
複合的な課題への対応と虐待の防止	●児童虐待防止対策の充実と早期発見・早期支援を進めるとともに、ヤングケアラー★や困難な状況にある子どもへのスクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援を強化します。 ●高齢者虐待について、地域包括支援センターを中心に、高齢者と養護者への適切な支援を進めるとともに、ダブルケア★などによる家族の負担軽減に取り組みます。 ●障がい者への虐待について、須坂市障がい者虐待防止センター(福祉課)により、早期発見と適切な支援を進めるとともに、合理的配慮の提供を通じた人権の尊重に努めます。
男女共同参画社会の推進	●「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」や「須坂市男女共同参画計画」に基づき、ダブルケアなどの課題を解消し、女性も男性も生きがいを持って社会に参画できる環境づくりを進めます。

■須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会（子ども課）

児童虐待の未然防止や早期発見、虐待等を受けた児童とその養護者への早期対応及び自立に至る支援を行うために設置しています。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
福祉教育推進ネットワーク会議	●市内小中高校、福祉施設及び地域ボランティア団体等の連携を推進します。	▼会議の開催回数 ▼参加人数(延べ)	▼1回 ▼17人
小中学生ボランティア体験教室	●小中学校の児童生徒を対象に、福祉体験を通して社会のつながりに気付き、感動し、共感し、連帯することのできる人間性を育み体験教室を充実します。	▼教室の開催回数 ▼参加人数(延べ)	▼5回 ▼100人
福祉ボランティア体験出前講座	●学校や地域の依頼により、体験講座の相談、講師派遣の調整、用具貸出し等を行う体験出前講座を充実します。	▼講師派遣回数 ▼用具貸出件数	▼73回 ▼18回
手話言語の普及、啓発活動	●手話が言語であるという理念を広く周知し、情報保障やコミュニケーション支援の必要性に対する理解を深めます。	▼普及啓発活動回数	▼1回



福祉教育推進ネットワーク会議
(アイマスクを着用してのアイスブレイク)



手話言語の国際デー&手話の日
ブルーライトアップイベント(ミニ手話教室)



ボランティアってなに？

ボランティアとは、自らの意志で、自分のできることを他者や社会のために行う活動です。本計画では、次の4原則を大切にします。参加する側も無理なく、楽しみながら役割を持ち続けられる「持続可能な支え合い」を応援します。

- ・**自主性(自分の意志で進んで行う)**
- ・**社会性(誰もが豊かに暮らせる社会を共につくる)**
- ・**非営利性(利益を目的としない)** ※実費や少額の謝礼(有償ボランティア等)を伴う活動も含みます。
- ・**創造性(自由な発想で新しい活動を生み出す)**

② 地域福祉活動の担い手の育成・確保

地域福祉活動における担い手の「量」と「質」の確保を図るため、多岐にわたる専門人材の育成と、多様な主体との協働を推進します。

●ボランティア活動の推進基盤の強化

市民ボランティアの発掘、養成、活動のコーディネートを推進し、参画を促進します。特に、災害時における支援の担い手となる専門人材の養成・確保を推進します。

●多様な主体による協働の推進

須坂市社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設や企業、NPO など、異なる立場の人々との協働を通じて、地域福祉活動の人材育成と活動の継続的な仕組みづくりを推進します。

施策・事業	内 容
ボランティア養成講座の充実	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアセンターと関係機関が連携し、市民が参加しやすいよう、知識や関心に応じたボランティア入門講座や、傾聴ボランティア★などの専門的な分野の養成講座を充実させます。
地域ボランティアの育成支援と活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●地域の多様なインフォーマルサービス★の担い手を育成するため、地域でのちょっとした手助けや、サロンでの交流活動など、多様な活動の機会創出と支援を進めます。●市民ニーズとボランティア活動を結びつけるコーディネート機能の役割を強化します。
社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none">●市民が、知識や技術を実践により定着できるよう、社会福祉施設と医療機関が連携し、ボランティア活動の機会の提供を促進します。
地域福祉活動の多様な担い手の育成確保	<ul style="list-style-type: none">●民生児童委員協議会と連携して、民生児童委員の活動を支援します。●須坂市社会福祉協議会などが配置する地域福祉コーディネーター★の機能を強化し、助け合い起こしの推進を図るとともに、地域の支え合い活動を発掘・支援します。●地域福祉活動に多様な担い手の参加を促進するため、NPO 法人や企業ボランティアなど、異なる主体との協働の仕組みづくりと、その育成・確保に努めます。



«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
ボランティア人材の登録促進	●ボランティア連絡協議会へのボランティア団体の加入を促進し、ボランティア人材の登録を増やします。	▼登録団体数 ▼登録人数	▼63 団体 ▼3,438 人
ボランティア交流集会	●ボランティア活動をしている皆様に交流の場を設け情報提供することで、お互いの活動を理解し、更に活発に活動していくことを目指します。	▼開催回数 ▼参加人数	▼1回 ▼100 人
市民向けボランティア講座	●ボランティアの基本や多様な活動に繋がる講座を開催します。	▼参加人数	▼61 人



■施策2 支えあう地域づくり

① 身近な地域でのネットワーク活動の促進

身近な地域において、市民一人ひとりが孤立せず、すべての市民がお互いを尊重し支え合える地域共生社会の実現を目指します。民生児童委員協議会や自治会、社会福祉協議会と協働して、日常的な「声かけ・見守り」を基盤とした地域ネットワーク活動の構築を推進します。

●「見守り・声かけ」体制の強化

地域ネットワークの活動として、高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援を必要とする方への日常的な声かけ・見守り活動を推進します。特に、災害時に支援が必要となる避難行動要支援者名簿の活用や、個別避難計画の作成支援などを通じた、地域全体での情報共有と見守り体制の強化を進めます。

●「助け合い起こし」活動の仕組みづくり

助け合い起こしを実践するインフォーマルサービスの担い手による市民組織の構築を推進します。活動が持続的に行われるよう、生活支援コーディネーター★(地域支え合い推進員)などによる地域のコーディネート機能の強化を進めます。

施策・事業	内 容
新・地域見守り安心ネットワーク事業の周知	●「新・地域見守り安心ネットワーク事業」について、多機関協働(複数の機関が連携し、共通の課題解決に取り組むこと)の視点から、須坂市民生児童委員協議会や自治会、関係機関と連携し、市民への周知と理解の促進を図ります。

施策・事業	内 容
支部社協活動の支援	●地域の自治会長や民生児童委員、地域福祉コーディネーターなどと連携し、地域の生活課題の発掘・分析を行うとともに、地域におけるインフォーマルサービスを支える仕組みづくりを支援します。
孤独死や虐待防止等の見守り活動の促進	●身近な地域での孤独死や虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)などの防止に加え、ヤングケアラー(家族の介護や世話を日常的に行う18歳未満の子ども)など、複合的な課題を抱える世帯の早期発見につながる見守り活動を促進します。
自殺をしない・させないための取組の強化	●SOS を出しやすい地域づくりを進めます。 ●須坂市自殺予防対策連絡会議を中心に、自殺に傾いた人や悩んでいる人に早期に気づき、適切な相談機関につなぐため、医療機関等と連携してネットワークを充実させます。 ●住民を対象とした講座の開催や、企業と連携した研修会を開催し、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及をします。
地域福祉活動等の先進事例の情報提供等	●市民による地域活動の主体的な参加を促すため、自治会やボランティア団体等が実施している地域福祉活動の事例を、地域共生社会の実現に資する先進事例として収集し、情報提供を行います。また、地域活動の楽しさややりがいを共有する機会を提供します。
食料支援による地域の支え合い	●食品ロス削減と生活困窮者支援を行うフードバンク活動を多機関で推進します。 ●家庭の余剰食品を寄付するフードドライブを強化し、市民による支え合いを促進します。
住民福祉活動への財政的支援	●市民が主体となって行うインフォーマルサービスや支え合い活動を支援するため、赤い羽根共同募金等を活用した財政的支援を継続・強化し、活動の持続性の確保を図ります。

■須坂市見守り支援事業協力隊（高齢者福祉課）

高齢化や核家族化が進み、地域での交流の希薄化により高齢者単身世帯や高齢者世帯等の異変に気づかず亡くなる、孤独死の発生が懸念されます。須坂市では、高齢者等の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に、事件や事故を未然に防ぐため、2012年12月に須坂市見守り支援事業協力隊を設置し、2025年度現在、18事業所に協力いただいております。

【須坂市見守り支援事業協力隊 事業所】

新聞販売事業所、牛乳等販売・宅配事業所、郵便事業所、電気事業所、ガス事業所、食材配送事業所、コンビニエンスストア

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
ゲートキーパー養成講座	● 身近な人の異変に気付き、声をかけ、見守りや専門機関へのつなぎ等適切に行動できるよう、様々な分野の方に受講の機会をつくり、ゲートキーパー★を養成します。	▼受講者数	▼101人
認知症サポーターの養成	● 認知症の理解を深め、本人の見守りや支援の輪を広げるため、認知症サポーターを養成します。	▼累計人数	▼10,075人
須坂市見守り支援事業協力隊	● 参加する事業所の拡大と、通報や対応についての整備に努めます。	▼協力事業所数	▼18事業所
居場所マップの作成・周知	● 居場所マップの活用により、市民の社会的つながりが進むことを目指します。	▼居場所登録数	▼187か所

② ボランティア活動・NPO法人との協働による活動支援

市民によるインフォーマルサービスの担い手育成及び活動を促進します。また、地域共生社会の実現に向け、福祉分野・分野外を問わず、NPO法人や企業等、多様な主体との協働と連携を推進します。

施策・事業	内 容
福祉ボランティアセンターにおけるインフォーマルサービスの推進	● 福祉ボランティアセンターを市民のインフォーマルサービス活動全般を支える拠点と位置づけ、ボランティアの登録・あっせん機能の強化に加え、地域福祉コーディネーター等と連携した市民ニーズと活動のマッチング体制の構築を推進します。
福祉分野以外のボランティア活動との連携促進	● 福祉分野に加え、環境、防災、教育など分野を超えた市民ボランティア活動間の交流と協働を促進するため、ボランティアセンターを活用し、情報共有や連携をコーディネートします。
ボランティアのステップアップ講座等学習機会の充実	● ボランティア活動に携わる市民の知識や技術向上のため、傾聴ボランティアなどの専門性を高める講座や、福祉に関する制度・サービスへの理解を深める学習機会を充実させます。
NPO法人の活動支援等	● 市民の公益的な活動を促進するため、NPO法人の活動を支援するとともに、地域団体など多様な主体との協働を推進します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値(2024)
福祉ボランティアセンターの利用促進	●ボランティアの登録、あっせん、相談等やボランティアを求める人と、行なう人の連絡調整とボランティア情報発信する福祉ボランティアセンターの利用団体、利用者数を増やします。	▼利用団体数(延べ) ▼利用人数(延べ)	▼356 団体 ▼2,285 人
ボランティアステップアップ研修	●ボランティアの活動を支援するために、ボランティアステップアップ研修を充実します。	▼開催回数 ▼参加人数	▼1回 ▼11 人
ふれあい広場	●障がい者の社会参加とボランティアの輪を広げることを目的に実施するふれあい広場を充実します。	▼開催回数 ▼参加人数	▼1回 ▼約 2,000 人
人権交流センターの利用促進	●地域社会の福祉向上や人権啓発の住民交流拠点として人権交流センターを位置付け、人権教育の推進、地域福祉活動に住民の参加を推進します。	▼人権交流センターの利用者数	▼2,780 人

■須坂市社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

- ボランティアの登録、あっせん、相談、受給等のコーディネート
- ボランティア情報の発信(広報紙「助け合い起こしそうか」に掲載)
- 福祉ボランティアセンターの管理運営(2024 年度、延 356 団体、2,285 人が利用)

②ボランティアの育成・研修

- 市民向けボランティア講座 ○災害ボランティア養成講座
- 福祉施設体験教室サマーチャレンジボランティア ○災害ボランティア派遣事業

③ボランティア連絡協議会(2024 年度 加入 63 団体、3,438 人加盟)

- ボランティア市民活動交流集会 ○ステップアップ研修会の開催 ○ふれあい広場の開催等

③ 企業等との協働による多様な地域資源の活用

地域共生社会の実現と複雑化する福祉ニーズへの段階的な対応を見据え、企業等と協働し、人材の育成・活用や心身の健康づくりに関する専門的な知見といった資源を中心に地域活動への連携を強化します。将来的にはこれらの協働を通じ、多様な資源を「地域福祉活動

のプラットフォーム★」として活用できる仕組みづくりを目指します。

施策・事業	内 容
企業等の資源を活用した地域活動の推進	●企業等が持つ人材、専門的知見、および場所(空間)といった多様な資源を活かした地域活動への協働を促進します。特に、若年層の人材育成・確保や、従業員の心身の健康づくりに関する知見の活用を中心に連携を強化します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	担当課
サマーチャレンジボランティア	●高校生以上を対象に、夏季休暇を活用してボランティアを体験する事業を充実します。	▼参加人数 ▼開催回数	▼44 人 ▼109 回
働きざかりの健康づくり研究会	●従業者の元気は企業の活性化、そして市の活性化という観点に立ち、企業と企業そして行政が協働し、心身の健康づくりに取り組みます。	▼参加企業数	▼14 企業



働きざかりの健康づくり研究会
(働きざかりのいきいきセミナー)



サマーチャレンジボランティア
(高校生によるボランティア体験)



■施策3 交流の場づくり

① 多様な交流を通じた地域共生社会の実現

身近な地域において、バリアフリー★に配慮された誰もが気軽に集い、交流できるサロンを推進します。子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての市民がお互いを尊重し、支え合える地域共生社会の実現を目指し、多様な世代・属性間の交流の場づくりを推進します。

施策・事業	内 容
多世代・多属性の交流促進とコミュニティ活動の強化	<ul style="list-style-type: none">●市民が協働して行う地域活動やサロン活動を通じて、地域での絆や相互理解が深まるよう、子育て世帯を含む多様な市民が共に参加する機会と場づくりを支援し、若者の参加を促進します。
地域での世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none">●多機関協働により、保育園や認定こども園、学校、地域住民、高齢者施設等が連携した多世代交流の機会を創出し、市民の持つ豊かな経験を担い手である次世代に提供し、地域共生社会の土台を育みます。
安心して子育てができる地域の子育て力の強化	<ul style="list-style-type: none">●子育て世帯の孤立防止のため、地域全体で支える意識啓発を推進します。●家庭、地域、学校が協働する信州型コミュニティスクールの取組を推進し、インクルーシブ教育(障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み)の視点を大切にした地域ぐるみでの子どもの育ちを支えます。
人権を尊重した交流の促進	<ul style="list-style-type: none">●障がいのある人のノーマライゼーションを推進するため、合理的配慮の提供とバリアフリーを前提とした、自治会活動や地域活動での交流の場づくりを促進します。●新しい認知症観に基づく地域活動を推進するため、認知症の人やその家族等の思いを起点に、学校や関係機関等と連携して取り組みます。
地域ぐるみの健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●子どもから高齢者まで、すべての市民の「こころの健康づくり」の視点を強化し、自殺予防や精神疾患への理解促進に資する活動を含め、誰もが気軽に取り組める健康教室やウォーキングなどの活動を更に進めます。●新しい認知症観に基づく地域活動を推進するため、食育を推進する地域の活動団体や学校、医療機関等と連携して取り組みます。

施策・事業	内 容
地域課題への自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が、サロンなどを活用して気軽に集い、地域の課題について自由に意見交換することで、課題共有を促進します。これにより、参加者同士が協働し、主体的にまちづくりに取り組んでいける機会の提供を進めます。 ●市民自身が助け合い起こしを実践できるような組織づくりの支援を強化し、活動をコーディネートする体制の構築を推進します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
コミュニティスクールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭、地域、学校等が相互に連携し、学校運営参画、学校支援及び学校評価に一体的に取り組み、地域に開かれた学校づくりを推進します。 	▼実施学校数	▼16 校
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●食事を子どもや保護者等へ提供し、子どもが安心して過ごすことができる場所を提供する団体等を支援します。 	▼支援する団体が運営する子ども食堂の利用者数	▼3,143 人
ファミリー・サポート・センターへの登録推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で子育てを支援し、子育て家庭に対する環境を整備するため、育児を支援してほしい人と支援したい人が会員となり、地域で支えあう組織の活動を推進します。 	▼提供会員の数	▼50 人

② 身近なサロン等の「交流プラットフォーム」の確保

身近な地域の中で、子どもから高齢者、障がいのある人など、多様な市民がバリアフリーに配慮された誰もが気軽に集い交流できるサロンを、「地域活動のプラットフォーム」として確保し、その活用を促進します。

施策・事業	内 容
身近な地域での「交流サロン」の確保と推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者、障がいのある人等、地域のさまざまな市民が気軽に立ち寄り、支え合いの起点となるよう、空き店舗や空き家等を活用した多世代交流サロンの設置と活動を推進します。 ●ヤングケアラーや孤立した子どもの発見につながるよう、信州こども力フェなどの子どもの居場所づくりの取組を強化し、広報活動と運営支援を充実します。
生活支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●有償サービスや集いの場、健康づくりや介護予防、更に世代間交流を進めるために、小さな拠点の設置を進めます。
公共施設等での交流の場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の交流の場として、公共施設の開放を進めます。

■ふれあいサロン（須坂市社会福祉協議会）

助け合いの地域づくりのため、地域の中で、近所の高齢者や子育て中の親子などが、気軽に自由に集まり、お茶を飲み、おしゃべりをして楽しいひとときを過ごす集い場。

■信州こども力フェ（教育委員会）

長野県の子どもの居場所の取組で、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース、高齢者との交流など複数の機能を提供し、月1回以上開催されているもの。



ふれあいサロン の様子

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
ふれあいサロンの立ち上げ支援	●地域住民と関係団体との連携により行われているふれあいサロンの立ち上げ支援を行い、サロンの数を増やします。	▼サロンの数	▼97 か所
ひとり暮らし高齢者等交流会食会	●支部社協による、ひとり暮らし高齢者等を招いた交流会食会が充実して実施できるよう支援します。	▼開催支部数 ▼実施回数	▼9支部 ▼10 回



■基本目標2 みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

誰もが、必要な時に適切なサービスを受けられると同時に、助け合いの担い手ともなり得る、地域を基盤とした仕組みづくりを推進します。大切なことは、生きるうえでの困難や生活課題を抱える市民の生活を支え、その人らしい自立を支援していくことです。この場合の自立とは、日常生活や就労などに制約があったとしても、福祉サービスをはじめ、様々な社会資源を積極的に活用することにより、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会参加することを指します。このような自立した暮らしを支援するため、サービスに関する情報提供や相談体制の充実はもとより、意思決定支援を核とした権利擁護が図られるよう、理解を深める必要があります。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、自然災害や感染症などに対応した地域セーフティネットを発展させます。行政のみならず、市民、専門機関、企業、商店など、多様な主体が連携し、公的なサービスと地域での助け合い活動が連携する重層的なサービス提供の仕組みづくりを推進します。



■施策4 情報提供・相談体制の充実

① 情報アクセスのバリアフリー化と情報発信の強化

福祉サービス等を必要とする市民が、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、情報バリアフリーを推進します。サービス内容や提供事業者に関する情報について、多様な方法を用いた情報発信と、多機関協働による情報共有の仕組みづくりを進めます。

施策・事業	内 容
情報アクセスのバリアフリー化とデジタル活用	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障がい者、外国人等、すべての市民が容易に情報を入手できるよう、情報バリアフリーを推進し、多様なニーズに応じた情報提供を行います。●市、社会福祉協議会、関係機関が発信する情報を市民が取得しやすいよう、ホームページ、SNS の活用を強化し、情報格差解消に向けた支援も検討します。●障がいのある人や外国人の意思疎通支援のため、公共施設や福祉避難所★等にコミュニケーション支援機器・ツールを配置します。
情報ボランティア・傾聴ボランティアの育成強化	<ul style="list-style-type: none">●視覚や聴覚に障がいのある人に対し、情報提供や相談支援を行う情報ボランティアの育成を支援し、合理的配慮の提供を促進します。●孤立しがちな高齢者等に対し、「新しい認知症観」の視点も踏まえ、対話をしながら必要な情報提供が行える傾聴ボランティアの育成と活動支援を強化します。

施策・事業	内 容
地域に密着した情報の提供	●多機関協働により、行政や専門機関の窓口情報に加え、地域の支え合いを含む地域活動の情報を「困った時に役立つ情報」として体系化し、市民に提供する取組を強化します。
社会福祉協議会の情報発信機能の強化	●社会福祉協議会において、地域の生活課題やインフォーマルサービスに関する情報を集約し、ホームページ等を活用した利便性の高い情報発信と、関係機関との情報交換ができる環境整備を進めます。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
手話奉仕員養成講座	●聴覚障がい者の生活を支えるために必要な手話技術、ろう者の歴史、文化を学ぶため、須坂手話サークルに委託して手話奉仕員★を増やします。	▼受講者数	▼7人
声の広報発行事業	●視覚障がい者及び読書が困難な方への情報取得支援のため、毎月の市報をCDに録音して届ける声の広報を継続します。あわせてAI音声導入に向けた調査研究を進め、情報バリアフリーの推進を図ります。	▼利用者数	▼6人

② 多機関協働による重層的な相談支援体制の充実

市民に対し、民生児童委員や地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の周知を図ります。保健、福祉、医療、教育、就労など多様な分野の担当者や当事者団体、NPO 法人等が連携する多機関協働により、複雑化する課題に対応できる重層的な相談支援体制を充実します。

施策・事業	内 容
地域における身近な相談窓口の機能強化	●地域の身近な相談窓口である民生児童委員、地域包括支援センター、保健センター、障がい者総合支援センター、生活就労支援センターに加え、生活支援コーディネーター等の役割を周知し、市民が気軽に相談できる体制を明確にします。
訪問相談活動の推進	●妊娠婦や乳幼児等を抱えた家庭、ヤングケアラーを含むダブルケア世帯、障がいのある人、孤立しがちな高齢者など、複合的な課題を抱える市民への訪問相談活動を充実します。不安や負担の軽減を図るとともに、必要なサービス利用へと円滑につなげます。

施策・事業	内 容
地域における相談活動の推進	● 身近なサロンや集いの場を活用し、民生児童委員や傾聴ボランティアなどと連携した、出張相談や地域での相談活動を推進します。
専門相談機関の機能強化と多機関協働の深化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各専門相談機関（保健センター、子ども課、障がい者総合支援センター、地域包括支援センター、生活就労支援センター等）の周知を強化します。 ● 各機関が多機関協働により連携し、ヤングケアラーやダブルケアなど、分野横断的な課題を抱える市民にも切れ目なく対応できるよう、担当者のスキルアップと情報共有の仕組みを充実します。 ● 特に支援を必要とする生活困窮者や女性などが、相談しやすい環境を整備するため、相談員の配置や専門的な研修の充実を検討します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
民生児童委員の訪問事業	● 訪問の一助となる「みまもるくん通信」を発行し、住民に身近な相談窓口として、民生児童委員が行う見守りのための訪問を支援します。	▼年間訪問回数 (延べ)	▼22,441 回
障害者等相談支援事業	● 須高地域総合支援センターが、障がい者やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う総合的な相談窓口としての機能や役割を周知します。	▼連携機関数	▼66 機関

■須高地域総合支援センター（福祉課）

須坂市・小布施町・高山村が共同で設置した、障がいのある人やその支援者の総合相談窓口です。福祉、保健、医療等のサービスの情報提供や調整、家庭訪問や来所による相談や助言、地域生活全般にわたる相談や助言、社会資源の開発など、障がいのある人が、地域で安心して生活ができるよう支援します。

場所：須坂市大字須坂 1387 番地 TEL(026)248-3750



■施策5 権利擁護の推進

① 意思決定支援と権利擁護体制の推進

すべての市民が、ノーマライゼーションの理念のもと、自分の望む生き方を意思決定できる社会の実現を目指します。意思決定支援の必要性や合理的配慮の必要性について理解を深め、支援や配慮を必要とする方々が、それらを受けることができる体制を構築します。特に、認知症や知的障がい等で意思決定支援が必要な方が、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用することにより、尊厳が守られ自立した生活が送れるよう、利用の促進と利用の支援のための体制の強化を図ります。

施策・事業	内 容
意思決定支援と普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">●すべての市民や多機関協働の関係者が、権利擁護と意思決定支援の重要性を理解するための学習機会を充実します。●人生の最終段階における医療・ケアに関する方針や財産管理について、成年後見制度の利用を含め、すざかマイ・ノート等を活用して元気な時から自分の意思を表明し、共有するアドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の普及啓発を行います。●身寄りがない人の意思決定支援について、多機関協働により協議・検討し、支援の仕組みづくりを推進します。
虐待の防止と権利侵害への重層的対応	<ul style="list-style-type: none">●虐待の早期発見・未然防止のための啓発と正しい理解の普及を進めています。●子ども、高齢者、障がい者等への虐待を防止するため、関係機関が、複合的課題にも目を向けた組織的・効果的な対応を進め、連携・支援体制整備を強化します。
成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知を強化し、地域包括支援センターなどによる対象者の早期把握と、適切な利用促進や利用支援を図ります。

■アドバンス・ケア・プランニング（須高地域医療福祉推進協議会）

将来の変化に備え、医療やケアについて、本人を主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合い、本人による意思決定を支援する取組のことをいいます。最期まで尊厳を尊重した人間の生き方に着目した最適な医療・ケアが行われるべきだという考え方です。愛称は人生会議。

■すざかマイ・ノート（高齢者福祉課）

人生の最後のステージを、自分らしく迎えるために自分自身の人生を振り返り、自身の思いや希望、残された人生で自分が何をしたいのか、今後をどう過ごしたらよいのかなどを考えていただくために、市独自で作成したエンディングノートです。

■日常生活自立支援事業（須坂市社会福祉協議会）

認知症、知的障がいなどで判断力が不十分な方が、自立して地域生活を営むことができるように、本人との契約に基づき福祉サービスの利用手続きの援助や預金の払戻等の金銭管理を支援する事業。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
日常生活自立支援事業の利用促進	●日常生活自立支援事業について、広報誌やパンフレットで関係団体に周知し、支援が必要な人が利用できるよう促進します。	▼利用件数	▼32 件

② 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

認知症や障がい等により判断能力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの利用に困難を抱える人の数は増加しています。人口減少や少子高齢化の進展に伴い、権利擁護支援の必要性は一層高まっていますが、成年後見制度の利用は全国的に十分とはいえず、制度の周知や利用促進が課題です。

国は2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、2022年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画では、市町村に対し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の整備などの役割が求められています。本市においても、関係機関と協働しながら権利擁護支援の体制を整備することで、誰もがその人らしさと意思を尊重され、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

施策・事業	内 容
成年後見制度の周知・啓発活動	●成年後見制度の必要性及び市民後見人★の役割について、認知症サポーター養成講座等の機会を活用し、意思決定支援の視点を含めた周知・啓発を推進します。 ●民生児童委員、地域包括支援センター、医療・介護・金融関係者等とのネットワークを強化し、権利擁護が必要な市民の早期発見と、制度利用への円滑なケアマネジメント★につなげます。
成年後見制度の相談・利用促進機能の充実	●須高地域成年後見支援センターを中心とした中核機関の機能を強化し、成年後見制度の利用相談、支援機関や市民への情報提供、関係機関との連携をコーディネートします。 ●成年後見制度の担い手不足解消のため、市民後見人の養成と活動支援を計画的に行い、利用しやすい体制づくりを推進します。

施策・事業	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ●後見人を地域全体で支えるチーム支援体制(後見人、専門職、地域関係者による支援体制)と、それを支える地域協議体の連携ネットワークを強化します。 ●身寄りのない方や虐待を受けている方など、特に支援が必要な市民について、市長申し立てによる適切かつ迅速な手続きが行えるよう、多機関協働による体制を整備します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
成年後見支援制度利用普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の普及啓発のため、住民向け講演会や福祉医療関係者研修会、地域での出前講座等を各種団体等と連携して開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼講座回数 ▼参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> ▼7回 ▼371人
成年後見支援センター相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や福祉関係者からの成年後見制度に関する相談支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼新規相談件数 ▼延べ件数 	<ul style="list-style-type: none"> ▼78件 ▼785人
法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ●資産がなく、紛争性がない方などの成年後見人等を法人として受任します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼受任件数 	<ul style="list-style-type: none"> ▼9件



■施策6 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり

住み慣れた地域で市民が安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。地域共生社会の実現を見据え、公的な福祉サービスと、市民による支え合い活動との連携を強化し、多機関協働による情報共有プラットフォームの整備と活用を推進します。

施策・事業	内 容
地域の生活課題や支援を要する人の把握と地域づくり	<ul style="list-style-type: none">●誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活できるよう、基礎となるデータの整備を進め、地域包括支援センターや須高地域自立支援協議会★等と民生児童委員、地域団体等が連携し、支援を要する高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の把握を進めます。●地域の様々な相談について、地域住民、団体などと行政や福祉関係機関などが連携して、情報共有・協働でプラットフォームの検討を行います。
医療・保健・福祉・介護のネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none">●住み慣れた地域で安心して健やかに生活ができるよう、地域の課題を抽出し、医療・福祉・介護の多機関の職種が連携し、課題解決に向けて取り組んでいきます。
子育て支援・相談事業担当者ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">●妊娠期からの相談事業や子育てにかかる相談支援の関係各課の担当者により、それぞれの現状や課題検討を行い、総合的な相談対応の充実をします。
障がい者の支援のためのネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">●相談支援事業所や関係機関との連携を深め、障がい児・者の相談窓口機能の充実をします。●精神障がい者が地域社会の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう社会参加、地域の助け合い、教育等も包括的に確保された地域包括ケアシステムを充実します。
高齢者の支援のためのネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">●ケアマネジャーの意見交換や情報共有、学習会や事例検討会の実施、個別事例の検討や地域の関係機関との連携のための場を充実します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
第2専門委員会の開催 (在宅医療・介護連携推進事業)	<ul style="list-style-type: none">●須高地域医療福祉推進協議会の第2専門委員会では、医療・福祉・介護等の多機関が連携し、課題解決に向けた取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none">▼委員会の開催回数▼研修会等の開催回数	<ul style="list-style-type: none">▼6回▼1回

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
にも包括★連絡会の開催	●須高地域自立支援協議会の専門部会に連絡会を設置し、情報共有だけでなく、地域課題の抽出や、課題解決に向けた検討を行う。	▼開催回数	▼2回

② 関係機関の連携・支援の充実

複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対応したサービスを総合的、効果的に提供するため、関係機関の連携を深め、支援を要する人の地域生活の支援を充実します。

施策・事業	内 容
関係機関との連携の強化	●複合的な原因や制度の狭間にあり解決が困難な事例等について、行政における対応の明確化を図るとともに、関係機関との連携を深め、生活就労支援センターを中心に対応を充実します。
地域包括支援センター等との連携強化	●地域包括支援センター等と地域の相談窓口の連携を深め、地域の課題の共有化や地域での対応の充実に向け地域ケア会議を開催します。
自立支援協議会の機能強化	●障がいのある人の多様な福祉課題に対応し、支援充実を図るため、須高地域自立支援協議会において、ニーズ把握ときめ細かな相談支援のあり方、ケース検討や事業者間連携、雇用・就労の場の確保等の検討を進めます。
須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会(要保護児童対策協議会)の機能強化	●関係機関が連携して、児童虐待、配偶者等親密な関係にある者からの暴力、高齢者虐待、障がい者虐待及びその他家庭内の虐待の未然防止や早期発見、また、虐待等を受けた被害者とその養護者の支援を進めます。
こども家庭センターの機能強化	●こども家庭センターにおいて、母子保健(健康づくり課)と児童福祉(子ども課)が協働して、関係機関と連携を図りながら地域の全ての子ども・家庭の相談に対する支援体制を強化します。
重層的支援体制*構築に向けた多機関協働の仕組み作り	●個人ごとに異なる複雑化したニーズや、制度の狭間にある場合は多様な分野と連携して支援を行っていますが、更に包括的支援に取り組むため、重層的支援体制のあり方について研究します。 ※重層的支援体制:「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組として 2021 年度より創設された事業。相談支援(多様な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施するもの。

■こども家庭センター（子ども課）

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うことを目的に、こども家庭センターを設置しています。

（活動内容）

- (1)地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関
- (2)須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会との連携及び調整機関
- (3)18歳までの全ての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援
- (4)個人ではなく、チーム（組織）で支援する体制

■須坂市地域包括支援センター（高齢者福祉課）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行うほか、介護予防支援業務も行っています。

須坂市では、市内全域を1つの日常生活圏域としつつ、担当地域を分け、相談窓口としてプランチ業務を在宅介護支援センター等に委託するとともに、日滝・豊洲・旭ヶ丘・日野地域を担当する委託型地域包括支援センターと連携し、体制強化を図ります。

場所：須坂市地域包括支援センター

TEL(026)245-4566

須坂市地域包括支援センター須坂やすらぎの園

TEL(026)214-2611

■地域包括ケアシステム（高齢者福祉課・健康づくり課・福祉課）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」により、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会を目指します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
地域ケア個別会議の推進	●民生児童委員等の地域の支援者や専門職等多職種による地域ケア個別会議を開催し、個別の課題解決に取り組みながら、地域の高齢者を支えるネットワークの構築及び、個別ケースの背後に潜在している、解決すべき地域課題と優先度を明確にできるよう努めます。	▼開催回数	▼16回
須高地域自立支援協議会の開催	●須高地域自立支援協議会において、地域の関係機関等とのネットワーク構築等に関する事項、個別事例に関する協議と調整を行い、支援体制の整備を図ります。	▼開催回数	▼50回

③ 生活困窮者等支援の充実

生活に困窮している市民は、複合的な課題を抱え、困窮が深まるほど孤立し、「助けて」というSOSを出しにくくなります。こうした市民を早期に発見し支援につなげるため、行政、生活就労支援センター(まいさぽ須坂)を中心としたワンストップ相談窓口と、民生児童委員や自治会等の地域主体による多機関協働の支援体制を強化し、包括的かつ重層的な支援体制のあり方について研究・推進に努めます。

施策・事業	内 容
生活就労支援センターの自立相談支援の充実	●生活就労支援センター(まいさぽ須坂)を、多機関協働による包括的な支援の核となるワンストップ相談窓口として位置づけ、生活の困りごとや就労の相談に応じ、ケアマネジメントの視点に基づいた自立支援を推進します。 ●継続的な自立支援のため、多機関協働によるネットワーク(行政、関係機関、企業など)を活用し、社会資源の活用促進や、安定した就労先の開拓を強化します。
生活困窮者自立支援制度に基づく事業の推進	●生活困窮者自立支援制度に基づき、就労支援、住居確保給付金など、法に基づく自立支援事業の活用を推進します。 ●ひとり親家庭の自立を促進するため、学習支援事業、就業支援、子育て・生活支援を一体的に提供する総合的な支援を充実します。

施策・事業	内 容
学習・生活支援事業の活用	●貧困がもたらす教育格差問題が将来の貧困へ繋がることから、貧困の連鎖を防止するため、関係機関との連携を図りながら、子どもの学習・生活支援事業を推進します。
健康づくりの推進	●関係機関と連携して、生活に困窮している人の健康づくりを推進することで、社会的な自立を促進します。 ●生活保護の被保護者の健康管理支援を進めます。
住居確保の支援	●住居確保給付金等の制度活用と、公営住宅の関係機関、県社会福祉協議会などとの連携を強化し、住宅確保要配慮者★の安心した生活に向けた住居確保への支援を強化します。
社会的に孤立した人を支える地域づくり	●「新・地域見守り安心ネットワーク事業」等を通じ、社会的に孤立・ひきこもっている人の把握に努め、相談窓口や適切な関係機関への接続を強化します。 ●須坂市自殺予防対策連絡会議「ひきこもり対策部会」を中心とした多機関協働により、ひきこもり状態にある市民の社会参加・自立支援に向けた、包括的な支援の視点に基づいた具体的な対策を推進します。

■須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」(須坂市社会福祉協議会・福祉課)

様々な課題を抱えて生活に困窮している人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労に係る福祉問題を幅広く受け止める総合相談機関として、須坂市が社会福祉協議会に委託し、須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」を設置しています。

ワンストップ型の相談窓口に、生活と就労に関する支援員を配置し、相談者の状況に応じて自立に向け包括的な支援をします。

場所:須坂市大字須坂 476-1 須坂市社会福祉協議会2階 TEL(026)248-9977

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
生活就労支援センターの相談事業	●様々な問題を抱えて生活に困窮する人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労にかかる課題の相談に幅広く応じ、早期の自立を支援します。	▼新規相談件数	▼27 件
就労につなげる自立相談支援事業	●生活困窮者自立支援事業において、生活面での支援や基礎的な就労支援を行なうことにより、生活困窮者の自立につながるよう事業を充実します。	▼就労決定数	▼12 件
被保護者の健康管理支援	●生活保護制度の被保護者の健康管理として、健診を受け病気の予防、早期発見、早期治療を行い自立に向けて支援します。	▼健診受診者数	▼17 人

■基本目標3 みんなにやさしい、安心・安全な福祉のまちづくり

ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢社会に対応したバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン★の視点を取り入れた、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。また、自然災害や新たな感染症の発生時など緊急時に備え、市民一人ひとりの適切な行動を促すとともに、特に避難行動要支援者★などへの日頃からの見守りや声かけを通じた地域支援体制を強化します。さらに、高齢者や障がい者を対象とした消費者被害や権利侵害の事例が増加傾向にあることから、その防止と権利擁護を地域ぐるみで進めることが重要となります。これらの課題に対応するため、ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、市民や関係団体、企業等との多機関協働により、誰に対してもやさしい、安心・安全な地域共生社会の実現を目指します。



■施策7 緊急時や災害時の対応

① 緊急時の支援体制の確立

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、特に支援を要する市民が、緊急時や災害時にも安心して過ごせるよう、日常的な見守り活動や緊急通報システム等の重層的な見守り体制を強化します。

施策・事業	内 容
緊急通報システムによる対応の充実	●ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報システムの設置を進めるとともに、効果的な運用について検討します。
在宅高齢者等の実態把握の促進	●在宅高齢者の生活状況の確認や緊急連絡先の把握に努めます。
地域での見守り活動の促進	●ひとり暮らしの高齢者や障がい者等で、支援を要する時に適切に対応できるよう、民生児童委員や地域包括支援センター等と連携し、「新・地域見守り安心ネットワーク事業」等において声かけ等の見守り活動を促進します。

■ひとり暮らし高齢者等を支えるサービス（高齢者福祉課・須坂市社会福祉協議会）

① 食の自立支援事業（須坂市社会福祉協議会委託事業）

高齢者等が在宅で自立した生活ができるよう、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて利用者の安否を確認します。

② 自立生活支援事業

高齢者等の自立した日常生活の継続に必要な支援・指導を行い、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

③ 緊急通報システム事業

高齢者等の万一の場合に、事故の防止や安否を確認するため、自宅に緊急通報装置・火災警報器及び生活リズムセンサー（赤外線）を設置します。

④ 暮らしのあんしん板（緊急時連絡先記載マグネットシート）

高齢者及び高齢者のみの世帯に、在宅での安全と安心を守るため、緊急時連絡先等が記載できるマグネットシートを配布します。

⑤ ひとり暮らし高齢者安心コール（須坂市社会福祉協議会委託事業）

高齢者宅に電話をかけ、コミュニケーションを図り、孤立感の解消と安否確認をします。

② 災害時の支援体制の確立

災害時に要配慮者に対して、避難や安否確認等の必要な支援が行われるよう、要配慮者の情報把握や支援者による情報共有等の支援体制づくり・関係機関等との連携を進めます。

また、地域での住民の安全を守るため、要配慮者等も参加しての防災訓練等、日ごろの防災活動を促進します。

施策・事業	内 容
災害時要配慮者の把握と個別避難計画の作成	●区や民生児童委員等との多機関協働により、「新・地域見守り安心ネットワーク」を活用した避難行動要支援者の把握を強化します。一人ひとりのニーズに応じた個別避難計画の策定と整備を促進します。
要配慮者情報の共有化の推進	●要配慮者に対する災害時の支援をスムーズに行えるよう、民生児童委員をはじめ自治会等の地域の支援者、警察など関係機関との情報の共有化を継続します。
自主防災組織の育成・支援と防災活動の促進	●自主防災組織の育成・支援を引き続き行うとともに、配慮を要する高齢者や障がいのある人等も参加した防災訓練の実施等を支援します。
災害ボランティアセンターの設置	●大規模災害等が起こった場合、被災地における被災者主体のスムーズな復旧復興を図るため、日ごろの地域福祉活動を生かすとともに、外部支援を受け入れるため、災害ボランティアセンターを設置します。

施策・事業	内 容
災害ボランティアの養成	●災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアを養成します。
福祉避難所の運営	●災害が発生したときに、福祉避難所の設置と運営がスムーズに実施できるよう、福祉施設等とともに災害時における対応について情報共有し体制整備を行います。 ●コロナ禍以降の新たな生活様式の中で必要な福祉避難所数や避難行動、避難所運営について検討します。

《具体的な事業の方向》

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値(2024)
災害ボランティア養成講座	●災害時に求められる基礎知識や災害ボランティアの役割を理解する講座を開催します。	▼実施回数 ▼参加人数	実施なし
要配慮者の個別避難計画の作成	●災害発生時は、高齢者や障がい者など、自力避難が困難で支援が必要な方(新・地域見守り安心ネットワーク登録者)を把握し、避難支援等関係機関との情報共有により、地域で見守り、助け合えるよう「個別避難計画」を作成します。	▼作成者数	▼高齢者 50人 ▼障がい者 9人

③ 感染症に対する備え

感染症の流行は、個人の予防対策にとどまらず人との接触を減らすことなど地域のつながりにも影響するため、個人(家庭)や地域の集まり、施設、事業所等での感染症の予防対策が実施できるよう情報提供や必要物品の調達など進めます。

施策・事業	内 容
感染症予防についての普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症に関する知識の普及のため、自治会や団体等を対象にした出前講座等の開催、手洗いチェッカーの貸出し、広報等による普及啓発を行います。 ● 感染症早期探知システム(安心ネット)による須高地域の保育園・学校等の欠席者情報を活用し、感染症の早期探知と情報提供・注意喚起を行います。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と連携し、福祉施設による必要物品の調達を支援します。

■感染症早期探知システム(安心ネット)

(健康づくり課 地域医療福祉ネットワーク推進室)

公益社団法人日本学校保健会が運営している「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用し、発生状況をリアルタイムに把握・共有することで、感染症の予防・拡大を防ぐシステム。須高地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校等で感染症や発熱、下痢、嘔吐等の症状による欠席者情報の集積を行い、感染症発生時のサインを的確かつ早期に探知し、予防対策に迅速につなげるため、ホームページへの掲載や保育園、学校等にメール配信すること等により情報提供、注意喚起を行っています。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値(2024)
手洗いチェッカーの貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策の基本である、手洗いが適切にできているか確認できる機器を貸し出し、適切な手洗いの普及啓発に取り組みます。 	▼手洗いチェッカー貸出し回数(延べ)	▼15回



■施策8 見守り・防犯対策の推進

① 防犯対策の充実

子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校関係者をはじめ地域の自主防犯活動団体等との連携を深め、見守り等のネットワークを強化していきます。

高齢者や障がいのある人等が、様々な消費者被害にあわないよう悪質商法や特殊詐欺等の手口などについて情報提供や相談対応を充実します。

施策・事業	内 容
地域での防犯活動や見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●地域における自主的な防犯組織の育成・支援を行うとともに、子どもたちを犯罪や事故の被害から守るための見守り活動を支援します。●地域の子どもは、地域で守り育てるこを基本として、家庭・地域・学校等が連携し、健全育成事業を推進します。
いじめの起こらない学校・地域の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none">●より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、児童センター・児童クラブ、学校、家庭、地域が組織的に連携できる体制の拡充を進めます。●PTA、学校運営委員会、地域安全サポートー、児童青少年育成委員会、民生児童委員協議会などの組織と連携し、いじめが疑われる事例を発見した場合の通報・連絡体制の周知など、早期発見・早期解決のための体制を整えます。
消費者被害防止の啓発と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">●消費者被害を防止するため、悪質商法や特殊詐欺等のよくある手口について住民に周知します。●消費者被害に関する相談や疑問等に対応する消費生活センター・特殊詐欺被害防止センターについて、住民に広く周知するとともに、関係機関との連携による対応の充実に努めます。●高齢者等の消費者被害を防ぐため、関係機関と共に日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進を行います。

《具体的な事業の方向》

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
地域安全サポートーへの加盟	<ul style="list-style-type: none">●地域でボランティアにより、子ども達の安心・安全の見守り活動を実施する団体を増やします。	▼加盟団体数	▼38 団体

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
みまもるくん通信の配布	●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、健康や生活面における暮らしの様々な情報を届けるため、みまもるくん通信を充実します。	▼年間配付回数	▼4回
CAP研修(人権教育プログラム)の実施	●子ども、保護者、教職員を対象に子どもたちが、いじめ、虐待、性暴力といった様々な暴力から身を守ることを学び「自分は大切な存在だ」と感じる自己肯定感を高めるための研修を実施します。	▼研修回数	▼3回

② 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】

2024年版再犯防止推進白書によると、出所受刑者の2年以内再入率は、低下傾向にあり、最新数値(2021年出所者)では13.0%となっています。これは、政府目標である16%(2021年まで)を達成し、さらに低下した数値です。しかしながら、満期釈放者等(出所受刑者の約4割を占める)についての2年以内再入率は、2021年出所者では20.2%であり、仮釈放者(2021年出所者では8.6%)と比較すると2倍以上高い水準にあります。そのため、満期で刑期を終えて釈放された方の再犯をいかに防ぐかが引き続き喫緊の課題とされています。

国の再犯防止推進計画(第二次:2023年3月17日閣議決定)では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい成育環境、不十分な学歴、孤立など、様々な「生きづらさ」や「つまずき」を抱え、十分な支援を受けられずにいる人がいることが引き続き指摘されています。

本市の再犯防止に向けた取組は、再犯の防止等の推進に関する法律及び国、県の最新の計画、そして地域の実情を踏まえ、犯罪や非行をした人が地域社会の中で誰一人取り残されることなく、円滑に社会の一員として復帰できるように「息の長い支援」を実現するとともに、すべての住民が犯罪による被害にあうことなく安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

施策・事業	内 容
啓発活動の推進	●犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の推進に協力し、街頭啓発や作文コンテストを実施します。

施策・事業	内 容
県や関係機関と連携した自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●県や更生保護関係団体等との連携をします。 ●再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援関係者等との連携をします。 ●保護司会や更生保護女性会、更生保護協力事業主会の活動を支援し、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を目指します。
薬物乱用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育で、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。
人権啓発の推進 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」や「須坂市人権政策推進基本方針」に基づき、家庭や学校、地域団体、職場等と連携を深め、住民相互に人権を尊重し、あらゆる差別をやるさない社会づくりを進めます。

■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、法務省が主唱し、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとするための全国的な運動です。

毎年7月が強調月間となっています。

全国で、講演会・コンサート・作文コンテスト・映画会・弁論大会・スポーツ大会・街頭パレードなどの活動が行われています。

須高地区でも駅前街頭啓発、講演会、小中学校作文コンテストを実施しています。

■須高地区更生保護サポートセンター（須高地区保護司会）

サポートセンターは、地域における更生保護活動拠点として設置し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関、関係団体との連携による地域でのネットワークづくりを担っています。

開設日は、毎週 月・水・金曜日 午前 10 時から午後3時

(8月13日から8月16日、12月29日から1月5日を除く)

場所：須坂市大字小山字布田 2104-36（須高行政事務組合内）

電話：026-285-9275

■須高地区保護司会

保護司会は、保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援に当たるほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行っています。

須高地区では32名（内、須坂市では22名）の保護司が活動しています。

■更生保護女性会

更生保護女性会は地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することで、安心・安全に暮らせる地域づくりを目的としたボランティア団体です。

須高地区では73名(内、須坂市では43名)が活動しています。

■更生保護協力事業主会

更生保護協力事業主会は犯罪・非行の前歴等があるために就労が困難である犯罪や非行をした人を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方です。

須高地区では、建設業、サービス業、製造業を中心に66(内、須坂市では45)の事業者が登録を行っています。

また、就労支援事業者機構の就労支援員が、犯罪や非行をした人と協力事業主会との橋渡し役となり、就労の確保に努めています。



■施策9 安心・安全の環境づくり

① バリアフリー化の推進

日常生活での諸活動や交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と円滑な移動支援を推進します。

施策・事業	内 容
公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">●高齢者や障がいのある人、妊婦や子育て中の住民が、安心して公共施設や民間の公共的施設等を利用できるよう、計画的な施設整備を進めます。●高齢者や身体に障がいのある人、妊婦や子育て中の住民が安全に安心して通行できるよう、計画的に道路環境の整備・改良を進めます。
通院、買い物等へのインフォーマル移動支援の推進	<ul style="list-style-type: none">●福祉有償運送の周知と利用促進を図ります。●ボランティアによる移送や商業者による宅配、乗り合い輸送といったインフォーマルサービス(非公式な支え合いのサービス)を含む多様な主体による移動支援を推進します。
公共交通の維持・充実	<ul style="list-style-type: none">●高齢者や子育て世代などの市民が安心して気軽に外出できるよう、まちづくりや人の流れと連動した公共交通の利便性向上を進めます。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値(2024)
福祉移送サービス事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援するため、事業の利用を促進します。 	▼利用件数	▼813回

■福祉有償運送事業（須坂市社会福祉協議会）

在宅において、通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援します。

- ◆利用対象者：介護度2以上で日常生活自立度B以上の人、身体障害者手帳1種1級及び1種2級を持つ下肢・体幹・視覚障がいの人
- ◆利用内容：在宅福祉サービス提供施設への通所・入退所、医療機関への通院・入退院
- ◆運行範囲：市内、及び須坂市を発着地とし長野市・中野市・小布施町・高山村の範囲
- ◆利用料金：1回につき2kmまで300円、以降5km毎に100円加算

② ユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの個性を尊重しあい、合理的配慮を通じて支えあえる地域共生社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。物や施設等のハード面での整備に加え、すべての市民の思いやりと理解によるこころのユニバーサルデザインを醸成します。

施策・事業	内 容
こころのユニバーサルデザインの普及・醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインの考え方やノーマライゼーションの理念を市民に広く普及することで、権利擁護と合理的配慮の視点を持ったこころのユニバーサルデザインを醸成します。 ●情報バリアフリーを推進し、ユニバーサルデザインに関する情報発信と、地域共生社会の担い手となる人材の育成を促進します。
まちづくりのユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●道路や公共施設を整備、改修するときなどは、ユニバーサルデザインに配慮し、できる限り多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。
行政サービスのユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●誰にとっても行政サービスがスムーズに受けられるよう、行政のユニバーサルデザイン化を検討します。 ●公共施設の案内表示や、行政等の発行物などを、誰にとっても利用しやすいものとなるよう工夫します。

«具体的な事業の方向»

事業名	事業の方向	進捗状況の把握方法	現状値 (2024)
コミュニケーション支援 ボードの作成、配置	言葉による意思疎通が困難な方 のサポートを目的に、用途に応じ たコミュニケーションボードを作 成	▼配置の有無	▼68 か所



第5 計画の推進体制

1 行政における推進体制

地域福祉計画がその目標の実現に向かって着実に進められるよう、行政の各部局が連携し、地域福祉の考え方の周知を図るとともに、市内各地で取り組まれている地域福祉活動の実情や実態に理解を深め、計画の推進と進行管理の体制を整備します。

- ① 行政内の各部局の連携
- ② 市民との共創
- ③ 計画推進体制の整備
- ④ 計画評価のための体制

2 須坂市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、各種福祉サービスを提供する主体であり、更に、地域における福祉活動の推進とネットワークの形成、ボランティア育成等の地域福祉活動の中心的役割を担っています。地域福祉計画においても、地域福祉活動の要として、行政との連携が不可欠であり、地域福祉活動計画の強化・支援を行います。

- ① 社会福祉協議会の活動強化・支援
- ② 地域福祉活動計画「助け合い起こし」の推進

3 関係機関相互の連携促進

地域福祉の推進には、まちづくり等の多方面の要素を含んだ活動の連携と活性化が必要となります。計画目標の実現のために、行政だけではなく、各関係機関・団体等連携を行います。

- ① 地域福祉に関する組織団体のネットワークの形成
- ② 民間事業者等と連携した福祉サービスの提供
- ③ 民間事業者等と連携した地域福祉活動の推進

4 自助、互助、共助、公助の連携

住民が参加し共創する福祉のまちづくりを実現するためには、住民自らが自立する「自助」、隣近所の助け合いなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を活かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携する地域づくりを進めます。

須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1 須坂市の地域福祉計画を策定するため、須坂市地域福祉計画策定懇談会(以下、「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 須坂市地域福祉計画の策定及び推進について意見又は提言を行うこと。
- (2) その他必要な事項に関する事項

(組織)

第3 懇談会は、22人以内の委員をもって組織し、学識経験者、各種団体を代表する者、一般市民及び関係行政機関の代表者により構成する。

(会長及び副会長)

第4 懇談会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 懇談会は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6 懇談会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月25日から施行する。

須坂市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	選出母体等	委員名	
		役職	氏名
学識経験者	須坂市区長会	副会長	入澤 栄司
	須坂市民生児童委員協議会	会長	○永田 繁江
	須坂市社会福祉協議会	会長	塩崎 貞夫
	須坂市保護司会	会長	水澤 弘行
各種団体代表	須坂市校長会	常盤中学校	宮入 勝彦
	須坂市保育園連盟	会長	小林 庸高
	須坂市子ども会育成連絡協議会	会長	木原 奉文
	須高医師会	会長	五明 広樹
	須坂市シニアクラブ連合会	会長	○中澤 秀樹
	須坂市保健補導員会	理事	堀内 千秋
	長野圏域介護保険事業者連絡協議会須高地区部会	副部会長	佐藤 貴幸
	須坂市障がい4団体(須坂市身体障害者福祉協会)	副理事長	竹前 秀雄
	須坂市障がい4団体(ときわ会)	会長	金山 榮一
	須坂市障がい4団体(須坂・小布施・高山手をつなぐ育成会)	会長	山㟢 泉
	須坂市障がい4団体(須坂市聴覚障害者協会)	会長	手塚 貴子
	須高地域総合支援センター	所長	関谷 真
	須坂市生活就労支援センター	所長	柄澤 京子
	須坂市女性団体連絡協議会	会長	竹前 美枝子
	長野人権擁護委員協議会須高部会	須高部会長	篠塚 みち子
公市民	公募委員	—	原 かんな
	公募委員	—	返町 豊
行政	健康福祉部長	—	荻原 幹子

◎懇談会会長 ○懇談会副会長

■ 第1回須坂市地域福祉計画策定懇談会 2025年8月25日

- ・須坂市地域福祉計画について
 - ・地域福祉計画市民意識アンケートについて
- 第2回須坂市地域福祉計画策定懇談会 2025年12月12日
- ・第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の素案について

須坂市地域福祉計画策定推進作業班

地域福祉計画の見直しに伴い、それぞれの計画との整合性を図り、市民アンケート実施等により住民ニーズを把握し、地域福祉計画の内容等について検討するため、庁内等の関係機関により「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を組織して検討してきました。

所 属	職 名	
健康福祉部	課長(班長)	
	庶務係長	
	保護支援係長	
	障がい福祉係長	
	課長(副班長)	
	高齢者福祉係長	
	介護保険係長	
	地域支援係長	
	介護予防係長	
	保健予防係長	
	健康支援係長	
	母子支援係長	
教育委員会	学校教育係長	
	児童生徒支援係長	
	子育て政策係長	
	子ども家庭支援係長	
社会共創部	人権同和・男女共同参画課	人権同和政策係長
須坂市社会福祉協議会		庶務係長
		助け合い起こし推進係長

■ 第1回 須坂市地域福祉活動計画策定推進作業班会議 2025年5月 27 日

- ・地域福祉計画について
- ・市民意識アンケート調査結果(概要)報告について
- ・第3次計画の進捗状況について
- ・今後のスケジュールと進め方について

■ 第2回 須坂市地域福祉活動計画策定推進作業班会議 2025年11月10日

- ・第1回 地域福祉計画策定懇談会 概要報告について
- ・現計画の地域福祉計画進捗状況表の集約結果について
- ・【グループワーク】第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の素案について

用語解説

ここでは、本計画書で使用されている用語と、福祉等で広く用いられている用語を掲載しています。

■アウトリーチ

支援を必要としているにもかかわらず、自ら行政や専門機関に相談できない人に対して、職員や支援者が積極的に地域に出向いて支援を届ける手法。「出張支援」とも呼ばれます。

■アクセシビリティ

「近づきやすさ」「利用しやすさ」を意味する。年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が日常生活や社会活動において、施設、設備、サービス、情報を円滑に利用できる状態のこと。本計画においては、単なる物理的なバリアフリー化だけでなく、必要な支援や情報に誰でも等しくアクセスできる体制づくりを指します。

■新しい認知症観

認知症になったら、何もできなくなるのではなく、できること・やりたいことがあります、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があることなど、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望をもって生きるという考え方。

■インフォーマルサービス

制度に基づいて提供される公的なサービスではなく、家族、近隣住民、ボランティア活動、NPOなどによる非公式な支え合いのサービスや活動。(↔フォーマルサービス)

■インクルージョン

社会の構成員を排除せず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、参加できる状態を指す。障害の有無、年齢、性別、国籍、文化的背景などにかかわらず、多様な人々を包み込み、共に暮らすことを目標とする理念。インクルーシブ。

■ウェルビーイング(Well-being)

身体的、精神的、社会的に良好で、満たされた状態のこと。「幸福」と訳されることがあります、一時の感情的な幸せだけでなく、自分らしく生き生きと生活できているかという「持続的な幸福感」を重視する概念です。地域福祉においては、住民一人ひとりが権利を尊重され、地域社会の中でつながりを持ちながら、自分らしい生き方を実現できている状態を目指すべき指針としている。

■虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力を振るう、日常的にいやがらせや無視をする等の行為を行うことを言う。身体的虐待だけでなく、心理的、性的、経済的虐待や、ネグレクト(無視、養育放棄)等が挙げられ、いずれも被害者の心身に重大な影響を及ぼす。

■協働

異なる組織や立場の人々(行政、住民、NPO、企業など)が、共通の目標達成に向けて、対等

な立場で協力し合うこと。

■ケアマネジメント

支援を必要とする人(高齢者や障がい者など)の心身の状態や生活環境を把握し、ニーズに合った複数のサービスを組み合わせて計画を立て、提供を調整すること。

■傾聴ボランティア

困りごとや悩みを持つ人に対し、ただ耳を傾け、話を受け止めることを主たる活動とするボランティア。専門的なアドバイスは行わず、心のつながりを提供します。

■ゲートキーパー

自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る役割を持つ人(専門職に限らない)。

■権利擁護

認知症高齢者や障がい者など、判断能力に不安がある人の権利や財産を守り、不利益を被らないように支援すること。

■合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権を享受するために、個別の状況に応じて行われる、過度な負担にならない範囲での変更や調整。

■高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合。この数値は、地域福祉計画を策定する上で最も重要な基礎データの一つです。

■個別避難計画

災害時、自力避難が困難な避難行動要支援者(高齢者、障がい者など)一人ひとりの状況に合わせて、誰が、いつ、どこへ、どうやって避難を支援するかを具体的に定めた計画。

■コミュニケーション支援ボード

会話によるコミュニケーションが困難な方のため、分かりやすい絵や文字を使って意思を伝えるためのツール。簡単な日本語や英語、中国語等の表記を加え、誰にでもわかりやすい工夫がされています。

■コミュニティ

地域社会における人々の集まりや生活共同体。地域福祉計画では、孤独・孤立を防ぐための基盤として、コミュニティの活性化が重視されます。

■コミュニティスクール

学校運営に地域の住民が参画する「学校運営協議会制度」を導入した学校。地域と学校が連携・協働して、子どもたちの健全な育成を目指します。

■コミュニティソーシャルワーカー

社会福祉協議会などが配置し、地域の生活課題の発見から、住民や関係機関とのネットワークづくり、課題解決に向けたコーディネートを行う専門職。

■孤立死

誰にも看取られることなく亡くなり、その後、相当期間放置されること。社会的孤立の深刻な結果であり、地域福祉計画における最重要課題の一つです。

■災害ボランティアコーディネーター

災害発生時に、被災地内外から集まるボランティアの受け入れ、配置、活動の調整を行う役割を担う専門人材。

■サロン

地域住民が集まり、交流や趣味活動を行う場所・集いの場。高齢者や子育て中の親の孤独を防ぐ「居場所づくり」の中核的な取組です。

■シニアクラブ

高齢者が健康づくり、社会奉仕、レクリエーションなどを通じて、生きがいや仲間づくりを行う団体。老人クラブとも呼ばれます。

■市民後見人

法律の専門家ではない一般市民が、家庭裁判所から選任され、成年後見制度における後見人等の役割を担う人。地域の支え合いの一環として育成が進められています。

■住宅確保要配慮者

住宅の確保について特に配慮を要する者を指し、経済的な理由、障がい、家庭環境、災害その他の特別な事情により、安定した住まいの確保が困難な人々を含みます。これらの人々に對しては、住宅の供給や入居支援など、居住の安定を図るための支援が求められる。

■手話言語条例

手話が言語であるという認識が、広く市民に理解され、ろう者とろう者以外の市民が共に生きる社会を目指し、手話の普及や理解促進、環境整備を自治体が責務として行うことを定めた条例。

■手話奉仕員

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者。

■手話通訳者

聞こえや発声に障がいのある聴覚障がい者と聞こえる人との間に立って、双方の発言を手話などを用いて通訳し、コミュニケーションを円滑にする人。厚生労働大臣が認定する手話通訳士や、都道府県認定の手話通訳者があります。

■小地域ネットワーク活動

小学校区や自治会単位などの小さな生活圏域で行われる、住民同士による見守りや声かけ、安否確認などの支え合い活動。

■自立支援協議会

主に障がい者が地域で生活するために必要なサービスが適切に提供されるよう、関係機関が連携し、地域の課題解決やサービス提供体制の整備を協議する場。

■新・地域見守り安心ネットワーク

避難行動要支援者名簿。地域住民や自治会、民生委員、福祉関係機関、事業者などが連携し、地域の要援護者の見守りと、異変時の迅速な対応を行うための仕組み。

■信州型コミュニティスクール

学校運営協議会制度を核とし、地域の資源や力を活かして学校と地域が連携・協働し、子どもたちの健全な育成と地域づくりを一体的に進める仕組み(長野県特有の表現)。

■スクールカウンセラー

学校において、児童生徒の心理的な問題やいじめ、不登校などの課題について、専門的な知識をもって相談や支援を行う心理専門職。

■スクールソーシャルワーカー

学校において、児童生徒が抱える環境的な問題(貧困、虐待、家庭不和など)に焦点を当て、家庭や関係機関と連携し、福祉的な視点から解決を支援する福祉専門職。

■生活困窮者

経済的な問題だけでなく、心身の健康、就労、住まい、社会とのつながりなど、複合的な課題を抱え、最低限度の生活を維持することが困難な人々。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスを充実させるため、ニーズと資源を把握し、サービス提供主体間のネットワーク構築や調整を行う専門人材(地域支え合い推進員とも呼ばれます)。

■成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を法律的に支援し、財産管理や契約などの法律行為を代行・代理することで、その権利と生活を守る制度。

■ダブルケア

育児と介護を同時期に行っている状態。特に働き盛りの世代に負担が集中しやすく、孤立や経済的困窮につながるリスクがある複合的な課題です。

■地域共生社会

世代や分野、属性を超えて、すべての人々が地域の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、自分らしく生きがいをもって暮らすことができる社会。

■地域福祉コーディネーター

住民の日常生活圏域で、地域における個別支援と、その基盤となる生活支援システムの仕組みづくりを進める役割を担う専門職。

■地域防災マップ

地域で想定される災害の対策をまとめた地図。全ての自治会で作成しています。

■デフリンピック

聴覚障がいを持つアスリートのための国際的なスポーツ大会。障がい者の社会参加や理解促進の象徴として扱われます。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人などの親密な関係にある人から受ける家庭内暴力。地域福祉計画では、被害者の安全確保と支援機関への連携が重要となります。

■にも包括

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略。精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム。

■認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、応援する人。

■農福連携

農業分野と福祉分野が連携し、障がい者等が農業に携わることを通じて、就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につなげる取組。

■ノーマライゼーション

「障害のある人も、障害のない人と同じように、ごく普通の生活を送れるようにすること」を目指す考え方、または理念。(参考:地域共生社会)

■パーミル

千分率(‰)のこと。介護保険や福祉サービスにおける保険料率や給付率を示す際などに使われることがあります。

■バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送るうえでの障壁を取り除くこと。物理的な障壁だけでなく、制度、意識、情報など、社会全体に存在するあらゆる障壁を取り除くことを意味します。

■避難行動要支援者

災害発生時に、自力で避難することが困難な人々(高齢者、障がい者、妊産婦など)のこととで、事前の名簿作成や個別避難計画の作成が進められています。(参考:新・地域見守り安心ネットワーク)

■ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、相互に助け合う有償の会員組織。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場、地域などで集め、フードバンクを通じて生活困窮者などに寄付する活動。

■フォーマルサービス

公的な制度(介護保険、障害者総合支援法など)に基づいて、専門職によって組織的・継続的に提供されるサービス(⇒インフォーマルサービス)。

■福祉避難所

一般の避難所での生活が困難な要配慮者(高齢者、障がい者、妊産婦など)を受け入れ、専門的な配慮と設備を提供するために開設される避難所。

■プラットフォーム

地域福祉計画においては、様々な専門機関や住民などが情報や支援を持ち寄り、連携・協働するための場や仕組みを指します。

■フレイル(オーラルフレイル)

フレイルは、高齢期において心身の機能が低下し、要介護状態になりやすい虚弱な状態のことです。オーラルフレイルは、これに先立つ口腔機能のわずかな衰えを指し、早期の介護予防が重要とされています。

■ボランティアセンター

地域におけるボランティア活動の推進拠点。活動に関する情報提供、相談受付、ボランティアの登録・養成・コーディネート(活動紹介や調整)を行う施設です。

■ヤングケアラー

家族の介護や世話、きょうだいの世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。子どもの心身や学業に影響を及ぼすことが大きな問題となっています。

■ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいように、施設や製品、サービスなどを設計・整備すること。バリアフリーよりも広い概念です。

■要配慮者(要援護者)

災害時や緊急時などに、特に支援や配慮を必要とする人々(高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など)。(参考:新・地域見守り安心ネットワーク)

■LGBT

レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとった言葉。性的マイノリティの総称の一つ。より包括的な表現として「LGBTQ+」の表記も使われます。

■SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など、17の目標から構成される国際的な目標。

■8050問題

80代の親が、50代のひきこもりの子どもの生活を支えている状況。親の高齢化や収入減により、親子共倒れのリスクが高い複合的な世帯課題。